

呉市地域福祉計画

(案)

呉市

令和4年3月時点

一目 次一

第1章 計画の策定に当たって	1
(1)計画策定の背景	1
(2)計画の位置付け	3
(3)計画の期間	6
(4)計画の策定方法	6
(5)「地域福祉」に関する様々な圈域	6
(6)地域福祉を推進するための役割	7
第2章 本市の現状と課題	8
(1)人口及び世帯数の推移	8
(2)高齢者の状況	10
(3)障害者の状況	11
(4)ひとり親世帯、生活困窮者等の状況	13
(5)個別計画アンケート及びヒアリングから分かる地域の課題	15
第3章 計画の基本的な考え方	21
(1)基本理念	21
(2)基本目標	21
(3)施策体系	22
第4章 施策の展開	23
基本目標1 地域福祉の意識醸成と基盤づくり	23
(1)地域福祉の意識醸成	23
(2)地域を担う人材の育成	25
(3)地域活動の活性化	26
基本目標2 支え合いの地域づくり	27
(1)地域住民が関わり合う交流の場づくり	27
(2)自分らしく社会参加できる地域づくり	29
(3)地域における支え合いの推進	31
基本目標3 あらゆる福祉サービスの推進	32
(1)高齢者・障害者福祉の推進	32
(2)健康な地域づくりの推進	34
(3)地域ぐるみでの子育ての支援	36
(4)防犯・防災対策の充実	38

基本目標4 包括的な支援体制の整備	40
(1)重層的支援体制の整備	41
(2)包括的な(属性を問わない)相談支援	42
(3)相談支援の中核機能(多機関協働事業)	43
(4)アウトリーチを通じた継続的支援	44
(5)社会参加の支援	45
(6)地域づくりに向けた支援.....	46
第5章 成年後見制度の利用促進	47
(1)成年後見制度に関する現状と課題	47
(2)成年後見制度の利用促進に向けた取組	48
(3)気軽に相談できる体制づくり	49
第6章 再犯防止の推進	50
(1)再犯防止に関する現状と課題.....	50
(2)計画の概要	51
(3)今後の方向性.....	51
第7章 計画の推進体制	52
(1)関係機関との連携	52
(2)PDCAサイクルに基づく計画推進	52
資料編	53
(1)用語解説.....	53
(2)呉市保健福祉審議会について	56

第1章 計画の策定に当たって

(Ⅰ) 計画策定の背景

① 国・県の動き

国においては、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、国民の誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現を掲げ、社会福祉制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題(複合的課題、制度の狭間など)や社会的孤立・社会的排除へ対応できるよう、地域の「つながり」や持続可能な地域づくりへ向けた基本方針が打ち出されました。

また、令和3年4月施行の改正社会福祉法では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、複合的な課題の解決に向けた取組として「重層的支援体制整備事業」が創設され、府内の関係部局と一層の連携を図るとともに、福祉制度を活用した包括的な支援体制を作り上げていくことが求められました。

■地域福祉に関する国の主な動き

平成29年度	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正(「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第52号))に伴い、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」公表・「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を通知(12月)、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示される・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定(3月)・「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)において策定に努めることとされる「地方再犯防止推進計画」を閣議決定(12月)
平成30年度	<ul style="list-style-type: none">・改正社会福祉法施行(4月)
令和元年度	<ul style="list-style-type: none">・地域共生社会推進検討会 設置
令和2年度	<ul style="list-style-type: none">・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)」の公布(6月)、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設
令和3年度	<ul style="list-style-type: none">・改正社会福祉法施行(4月)

こうした国の動きを受けて、広島県では、これまでの福祉制度では対応できない課題へ向き合いながら、地域共生社会の実現に向けて取組を進めるため、令和2年に「重層的なセーフティネットの構築」「見守り合い・支え合いの推進」「共に支え合う地域づくりの推進」「権利擁護の推進」を施策の柱とする「広島県地域福祉支援計画」を策定しています。

② 本市の動き

本市では、これまで様々な施策推進のための計画を策定し、地域の福祉課題を解決するための施策を展開してきました。一方で、近年は社会情勢の大きな変化を受けて地域住民の抱える課題や福祉ニーズは多種多様化し、また、従来の高齢者、障害者、子どもといった分野ごとの制度や施策では対応できない複合的な課題が顕在化するなど、市民生活を取り巻く環境は大きく変化しており、新たな対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、本市では令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする第5次呉市長期総合計画を策定し、「誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち『くれ』～イキイキと働き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる～」を将来都市像として定めています。

個別の福祉施策だけでは支援が困難な地域生活課題へ対応するため、市全体での包括的な支援体制づくりを始めとした施策の推進を図り、一人一人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画として「呉市地域福祉計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

地域福祉計画の策定については、平成12年に社会福祉法の一部改正により地域福祉の推進が基本理念の一つとして掲げられ、市町村地域福祉計画の策定に各地方公共団体が主体的に取り組むことが定めされました。

その後、平成29年6月の社会福祉法の一部改正により、当該計画の策定が任意の取組から努力義務とされるとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

本市の地域福祉計画は、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、福祉保健部を中心とする市の関係部局はもとより、呉市社会福祉協議会を始めとする多様な関係機関が協議の上、計画的に整備していくことを内容とするものです。

■計画の法令根拠

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

また、社会福祉法第4条では、地域福祉の推進について地域住民及び社会福祉事業者等が相互に協力しながら、地域共生社会の実現を目指すこととされています。行政のみでなく、地域におけるあらゆる主体が自分事として地域の課題解決に取り組み、協働して地域福祉を推進していく必要があります。

■地域福祉を推進する主体について

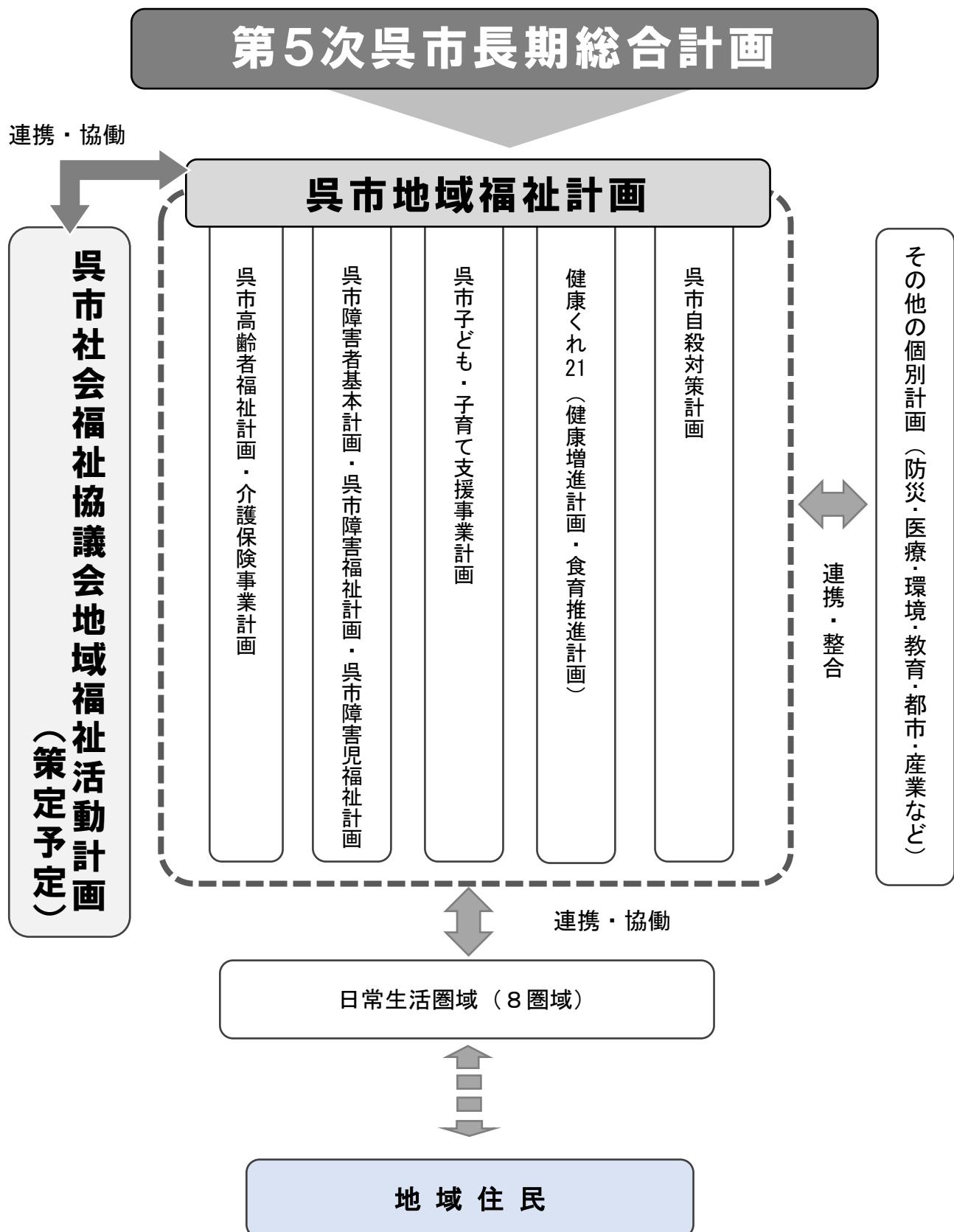
社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

■計画の位置付け



(3) 計画の期間

計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5か年とします。ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

(4) 計画の策定方法

① 呉市保健福祉審議会

市社会福祉協議会を始め福祉分野で活躍する地域活動団体や社会福祉事業者、医療機関関係者等から成る「吳市保健福祉審議会」から計画全般にわたり意見等をいただきながら、計画を策定しました。

② パブリックコメント

計画の素案を公開し、広く市民の皆様の意見を募集しました。

(5) 「地域福祉」に関する様々な圏域

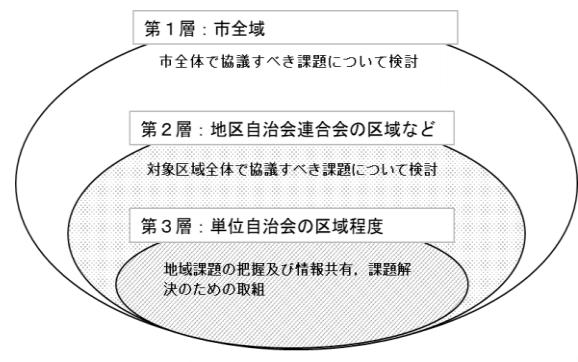
本市の地域福祉を推進していくためには、本計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標の達成のために掲げる取組について、住民一人一人の取組から隣近所や自治会での取組まで様々なレベルで、また、個々の圏域から市内全域まで様々な圏域で、重層的に進めていくことが大切です。

本市では、各個別計画に基づき様々な圏域で福祉に関する活動が行われています。地域福祉計画では、基本的な地域の圏域として日常生活圏域(8圏域)を中心として捉え、各個別計画における圏域(自治会・各地区社会福祉協議会28圏域、25中学校区など)での活動と連携して取組を進めます。

■呉市の日常生活圏域（8圏域）



■呉市における重層的な圏域設定



呉市高齢者福祉計画・第8期呉市介護保険事業計画より

(6) 地域福祉を推進するための役割

地域福祉を推進するためには、行政や社会福祉施設等による福祉サービスの提供だけでなく、支援が必要な人たちへの見守り、手助けといった地域の人々による支え合いが必要です。

本市では、「個人」「地域」「行政」が一体となって地域福祉の推進に努めることとします。これを踏まえ、それぞれが役割を持って、お互いに力を合わせる関係を築くことが重要です。

■地域福祉を推進するそれぞれの主体の役割

地域に住む個人それが、地域課題を自分事として捉え、課題の解決に向けて主体的に取り組むことが必要です。

個人

日常的な見守り、声掛けや地域行事への参画など、地域との関係を構築・維持するために行動することが求められます。

地域には様々な人が暮らしており、誰もが自分らしく地域の中で生活できるよう理解し受け入れることが重要です。

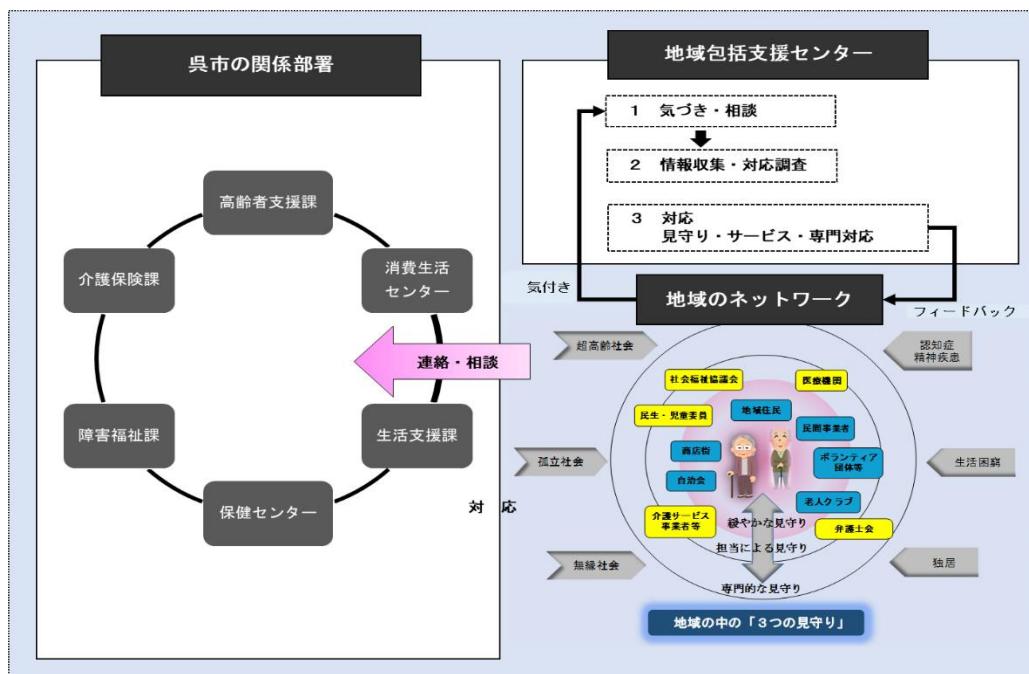
地域

近年は地域住民の課題の複雑化・複合化も進んでいることから、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会、自治会などの地域の団体や、NPO、ボランティア団体による、支援を必要とする人の把握や、隣近所の助け合いや見守りなどを通じて課題解決に取り組む必要があります。

行政

地域住民の課題の複雑化・複合化に伴い、既存の福祉施策では対応できないケースが顕在化する中で、地域活動やボランティア活動を支援しながら総合的に地域福祉を推進していくことが求められます。

■吳市高齢者等見守りネットワークのしくみ

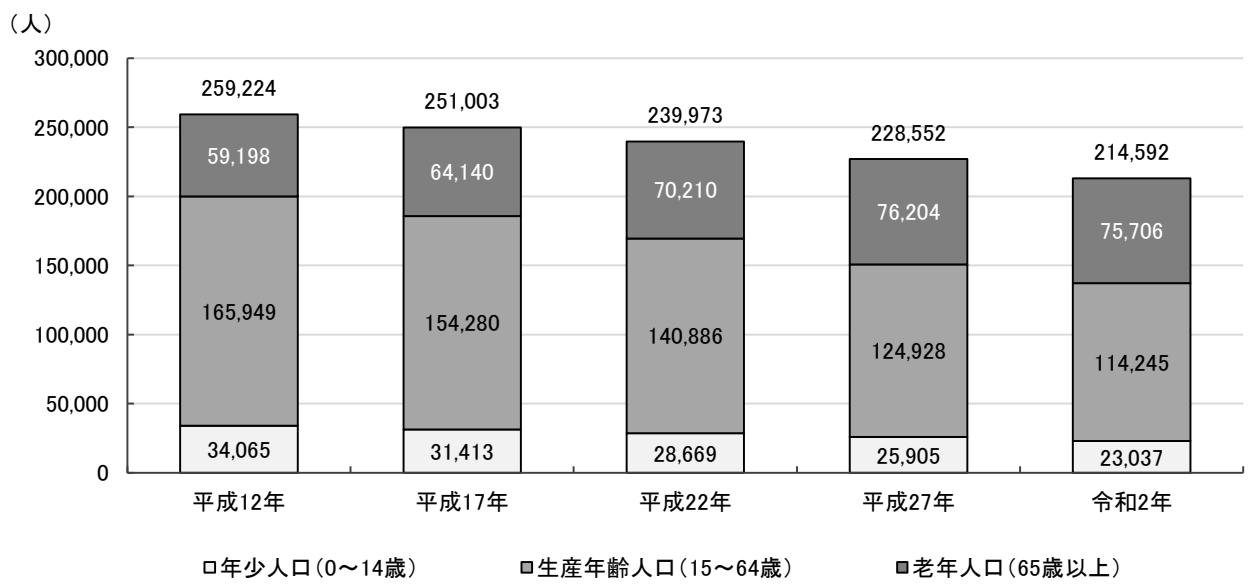


第2章 本市の現状と課題

(Ⅰ) 人口及び世帯数の推移

平成12年から令和2年にかけての本市の人口推移をみると、一貫して減少傾向が続いています。高齢化率は年々高くなっています。今後も人口減少及び少子高齢化が進展していくことが見込まれます。また、世帯数及び平均世帯人員も減少傾向で推移しており、核家族化が進んでいくことが懸念されます。

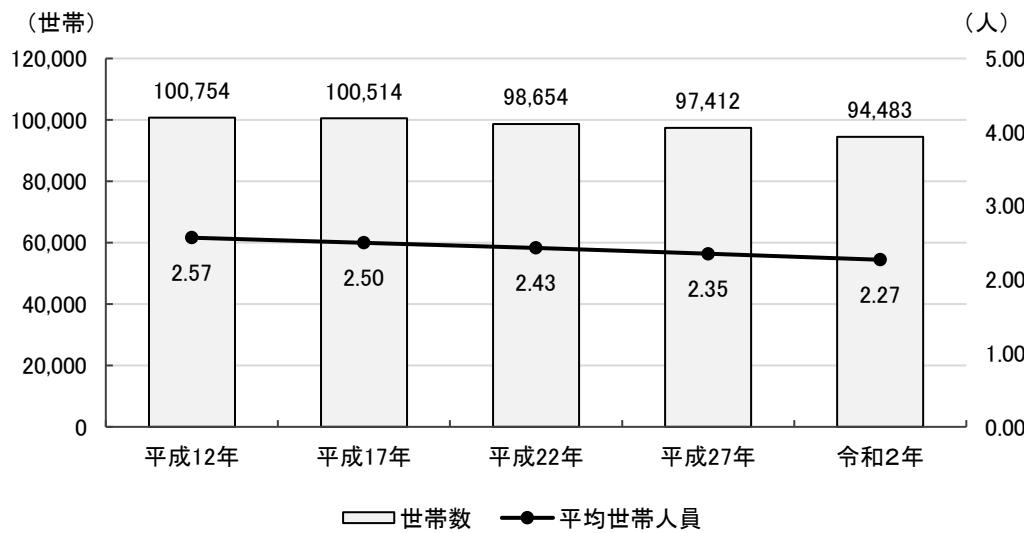
■年齢3区別人口



出典:国勢調査

※総人口は年齢不詳者を含むため、各年齢層の合計値と一致しません。

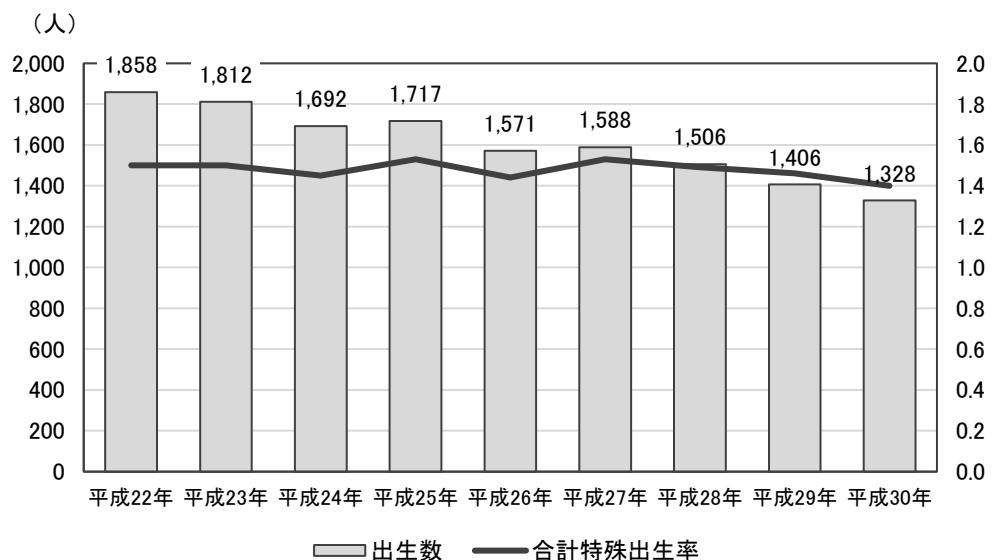
■世帯数及び平均世帯人員の推移



出典:国勢調査

合計特殊出生率の推移をみると、平成27年から平成30年にかけては減少傾向で推移しています。人口を維持するために必要な率は 2.07(人口置換水準)とされており、子どもを産みたい人が安心して産み育てられるよう、今後も支援体制を充実させていくことが重要です。

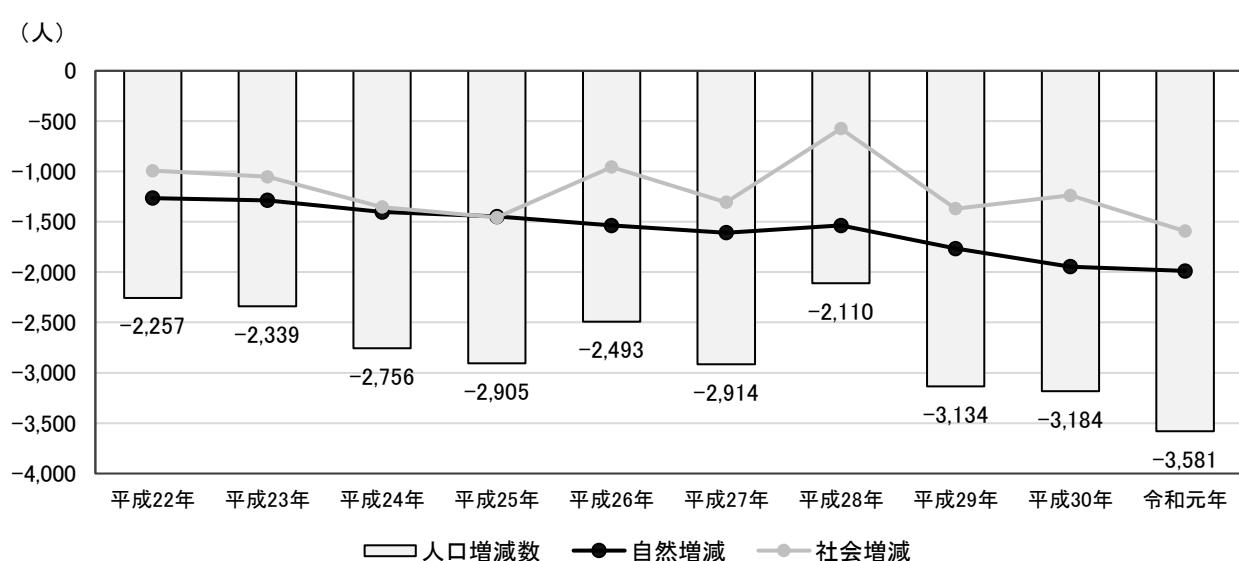
■合計特殊出生率の推移



出典: 人口動態統計・呉市の保健衛生

人口動態の推移をみると、自然増減、社会増減とともに減少で推移し、人口減少が続いています。

■人口動態の推移

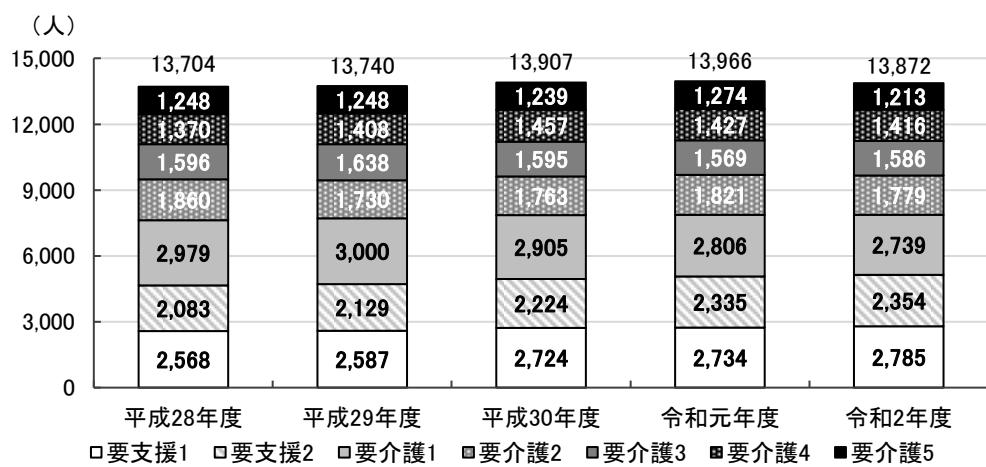


出典: 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(2) 高齢者の状況

要介護・要支援認定者数は、全体的に横ばい傾向で推移しており、要支援1及び要支援2の区分が増加傾向にあります。

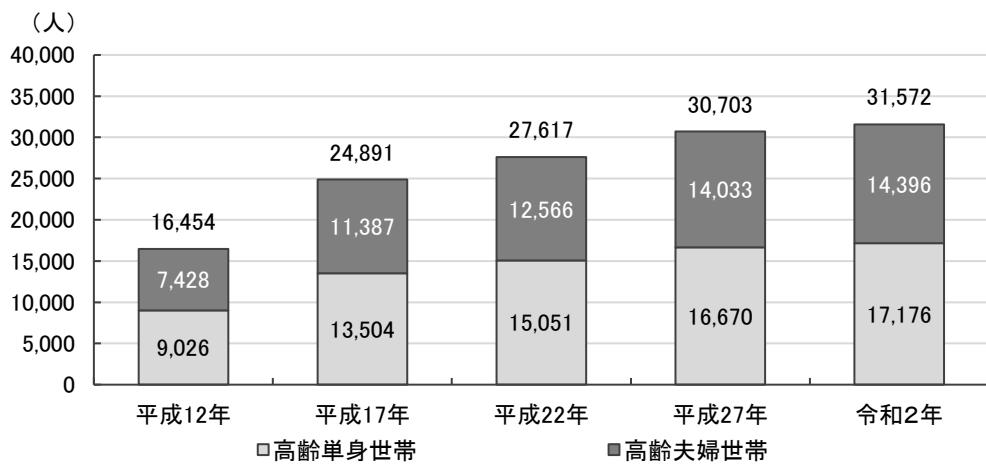
■要介護・要支援認定数の推移



出典：介護保険事業状況報告（各年9月末）

高齢者のみ世帯数は、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯ともに増加傾向にあります。

■高齢者のみ世帯の推移



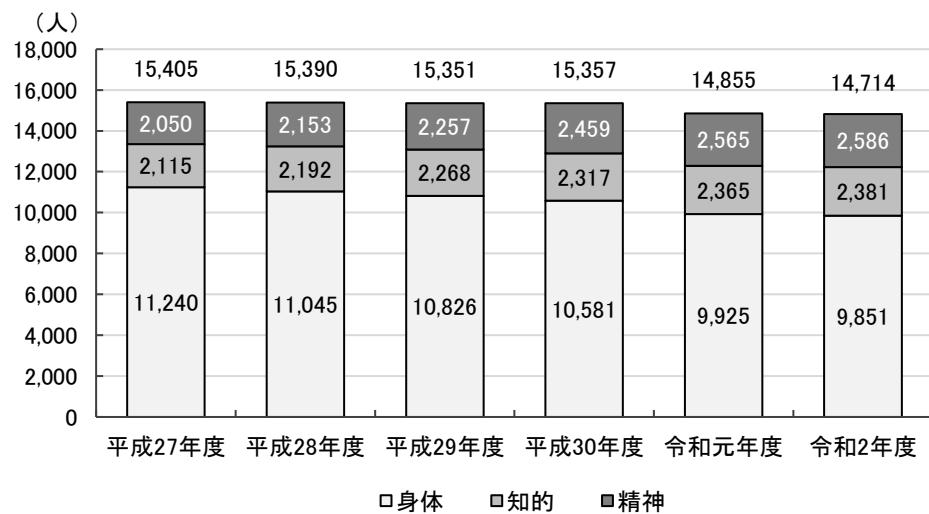
出典：国勢調査

※高齢者とは 65 歳以上の人のことを言います。

(3) 障害者の状況

障害者数の推移をみると、身体障害者数は減少している一方で、知的障害者数と精神障害者数は増加傾向にあります。

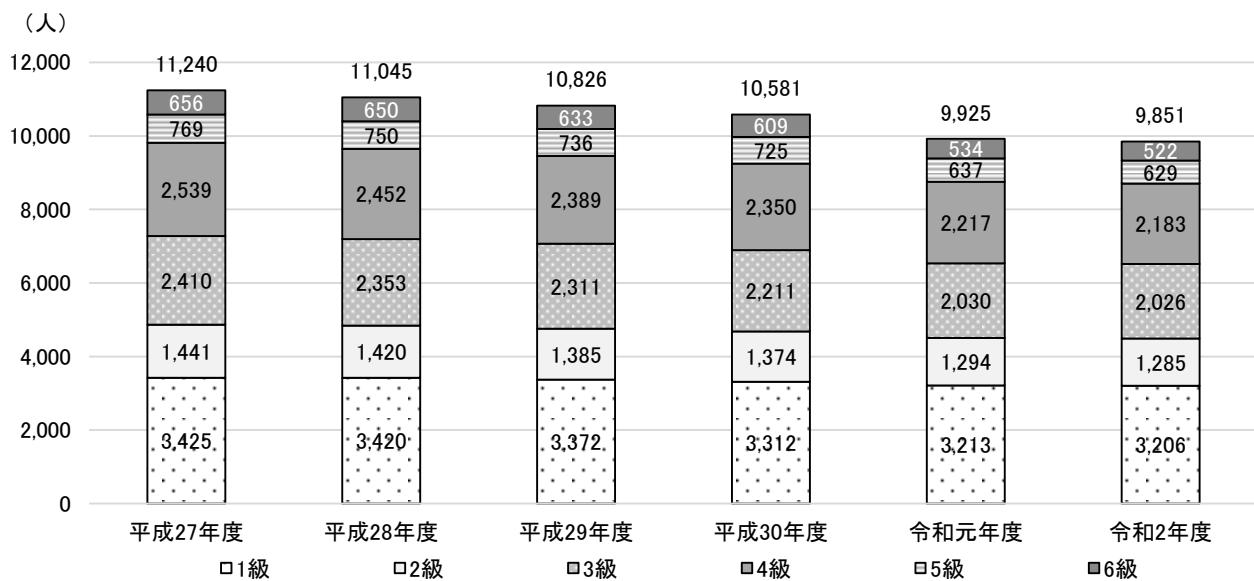
■障害種類別障害者数の推移（※平成27～令和元年度は3月末時点、令和2年度は7月末時点）



出典：第6期吳市障害福祉計画・第2期吳市障害児福祉計画

身体障害者数を等級別にみると、全ての等級で減少傾向にあります。

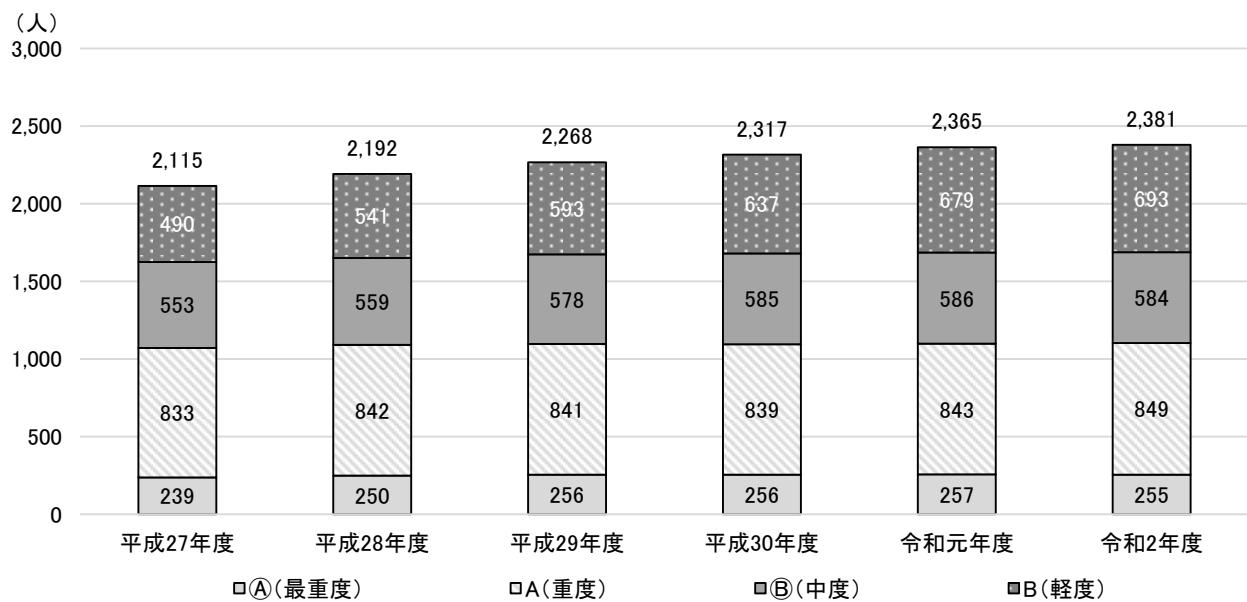
■等級別身体障害者数の推移（※平成27～令和元年度は3月末時点、令和2年度は7月末時点）



出典：第6期吳市障害福祉計画・第2期吳市障害児福祉計画

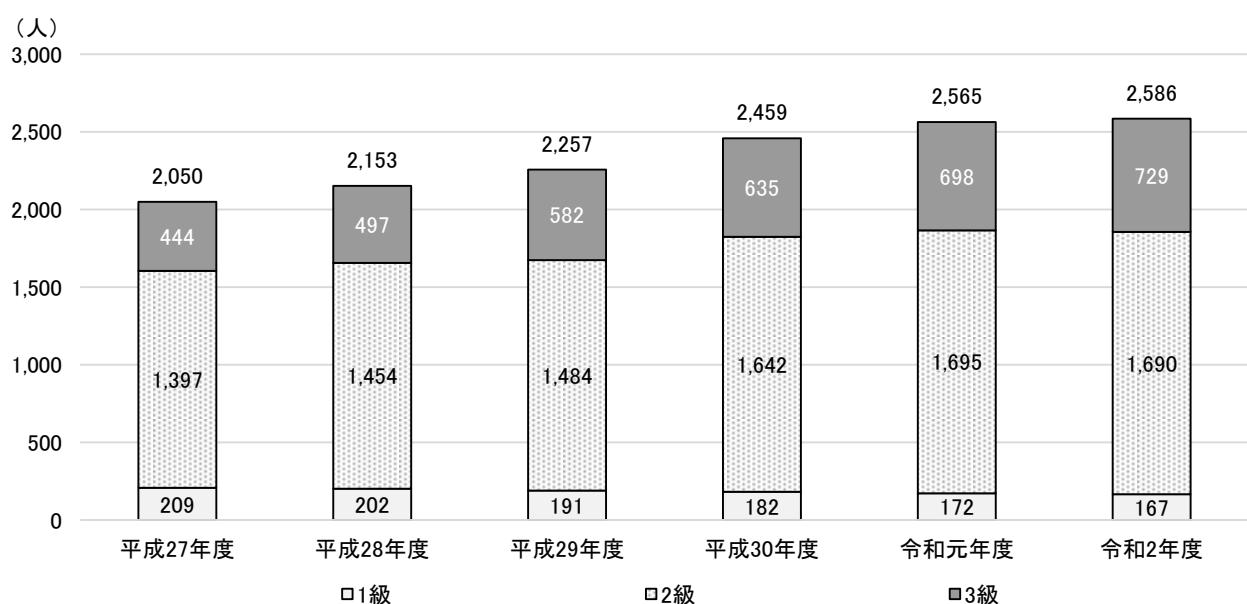
知的障害者数を等級別にみると、Ⓐ(最重度)とⒶ(重度)は横ばい、Ⓑ(中度)とⒷ(軽度)が増加傾向にあります。

■等級別知的障害者数の推移（※平成27～令和元年度は3月末時点、令和2年度は7月末時点）



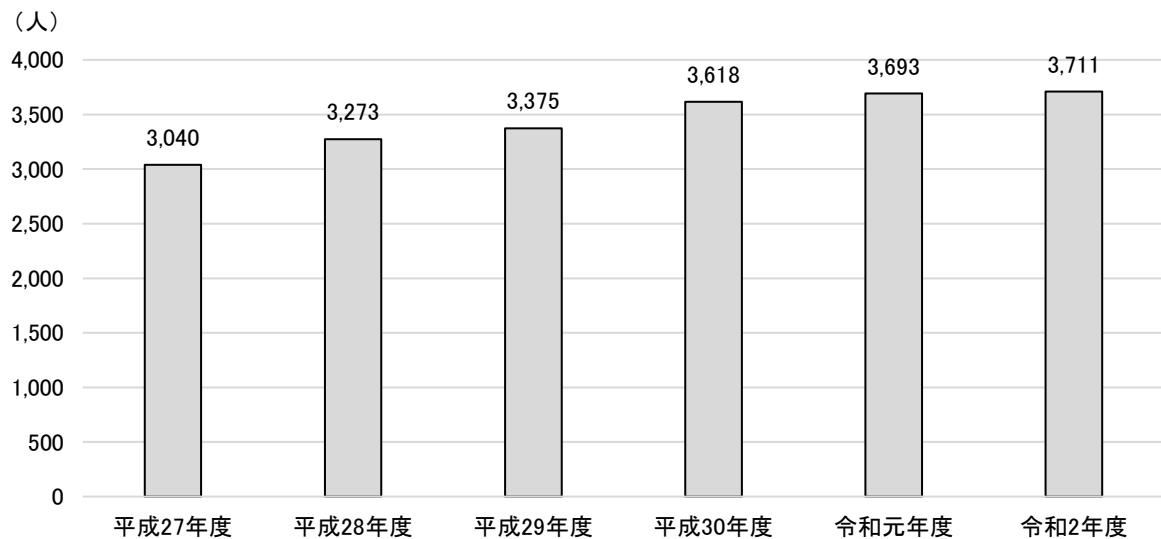
精神障害者数を等級別にみると、1級は減少傾向にあり、2級、3級は増加傾向にあります。

■等級別精神障害者数の推移（※平成27～令和元年度は3月末時点、令和2年度は7月末時点）



■自立支援医療費（精神通院）給付者数の推移

(※平成27～令和元年度は3月末時点、令和2年度は7月末時点)

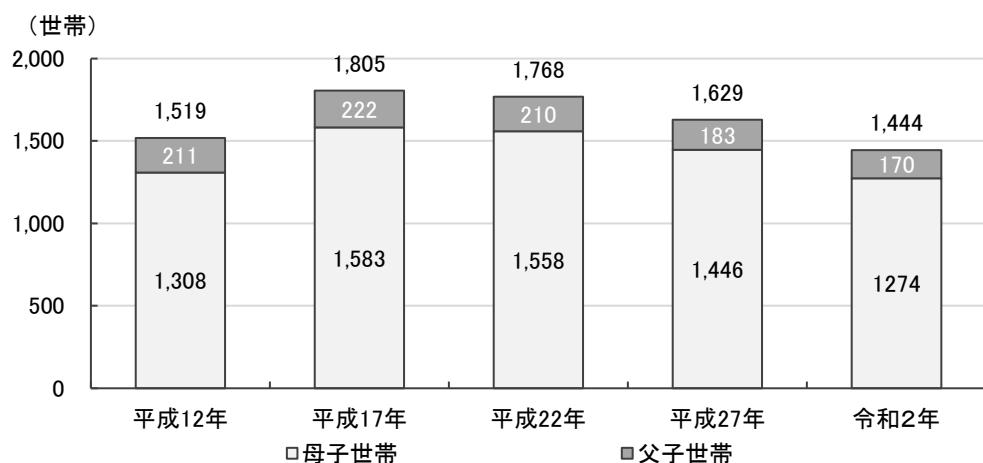


出典：第6期吳市障害福祉計画・第2期吳市障害児福祉計画

(4) ひとり親世帯、生活困窮者等の状況

ひとり親世帯数は、児童数の減少に伴い平成17年以降減少傾向で推移しています。また、従来から母子世帯の占める割合が大きくなっています。

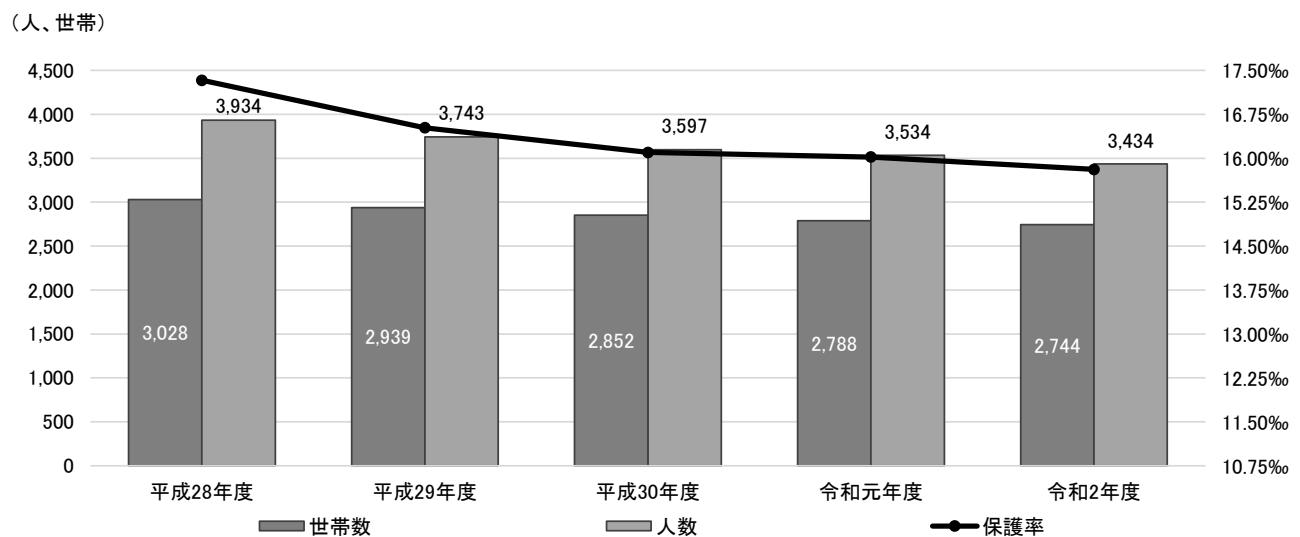
■ひとり親世帯数の推移



出典：国勢調査

生活保護受給者数及び世帯数は、減少傾向で推移しており、保護率も年々低下しています。

■生活保護受給者数と世帯数の推移（※生活保護受給者数及び世帯数は月平均）



出典:呉市政概要

統計データからみる課題

- ・少子高齢化や核家族化が進み地域の関わりが希薄化する中で、地域の担い手の減少などにより支え合いの基盤が弱まっているため、困りごとを地域の中で解決できる地域力の向上が求められます。
- ・高齢者のみ世帯が増加している中で、健康寿命の延伸に向けた取組を充実させるとともに、高齢者が安心して暮らせるよう地域での見守り体制を強化することが求められます。
- ・知的障害者、精神障害者が増加傾向にあり、障害を理由に不当な扱いを受けることがないよう合理的配慮の推進や成年後見制度の利用促進に努める必要があります。

(5) 個別計画アンケート及びヒアリングから分かることの課題

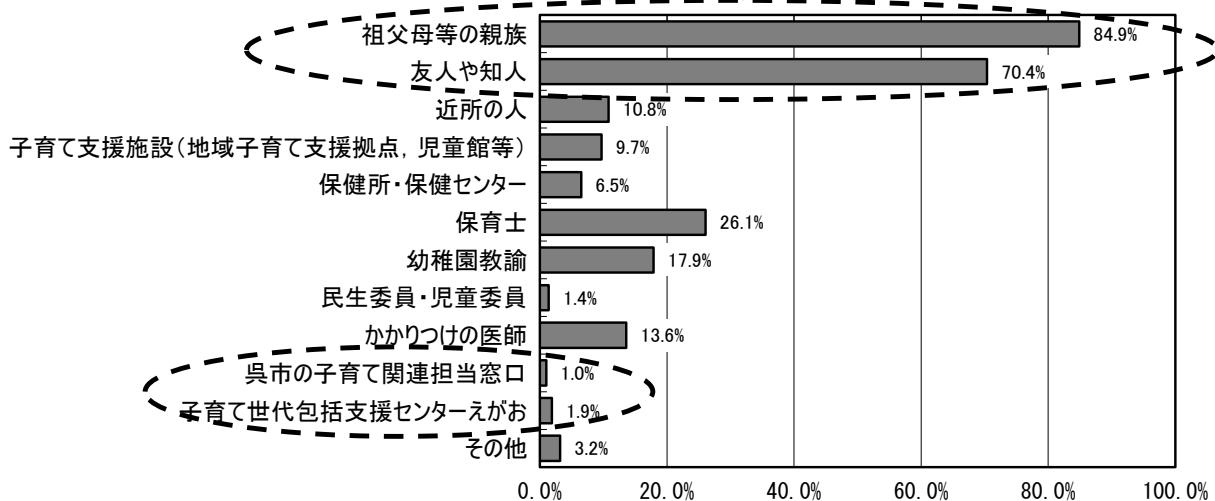
本計画の策定に際し、個別計画策定時のアンケートから課題の洗い出しと、関係各課にヒアリングを行ったところ、次のような地域課題があることについて確認されています。

①相談支援について

子育て分野では、子育てに関して相談できる人について、親族・友人等の割合が高く、市の相談窓口や子育て世代包括支援センターが気軽に相談できる場となるよう、相談体制の充実及び周知に取り組む必要があります。

■第2期呉市子ども・子育て支援事業計画アンケート

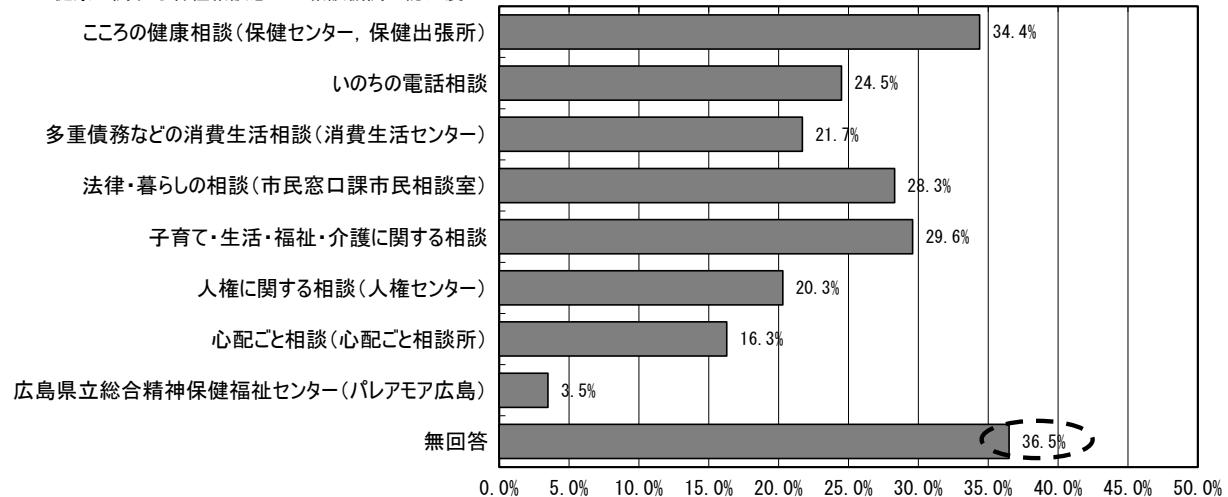
子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）について n=1,259



健康分野については、心の健康に関する相談窓口等の認知度をみると無回答が4割近くと最も高い割合になっており、中には心の健康問題に無関心な人や、困りごとの相談窓口自体を知らない人がいることも考えられます。誰もが心の健康に関心を持ち、ストレスや悩みを抱える人がいつでも相談できるよう、周知を進めていくことが重要です。

■第3次健康くれ21アンケート

こころの健康に関する各種相談窓口・相談機関の認知度 n=939



障害者分野では、調査の結果から、希望する暮らしを送るために、将来の暮らしについての相談対応を求める声が挙がっています。個別のニーズに合わせた生活支援ができるよう、相談体制の充実及び必要な支援へつなげる仕組みづくりが必要となります。

《庁内関係課へのヒアリングにおいて出された意見》

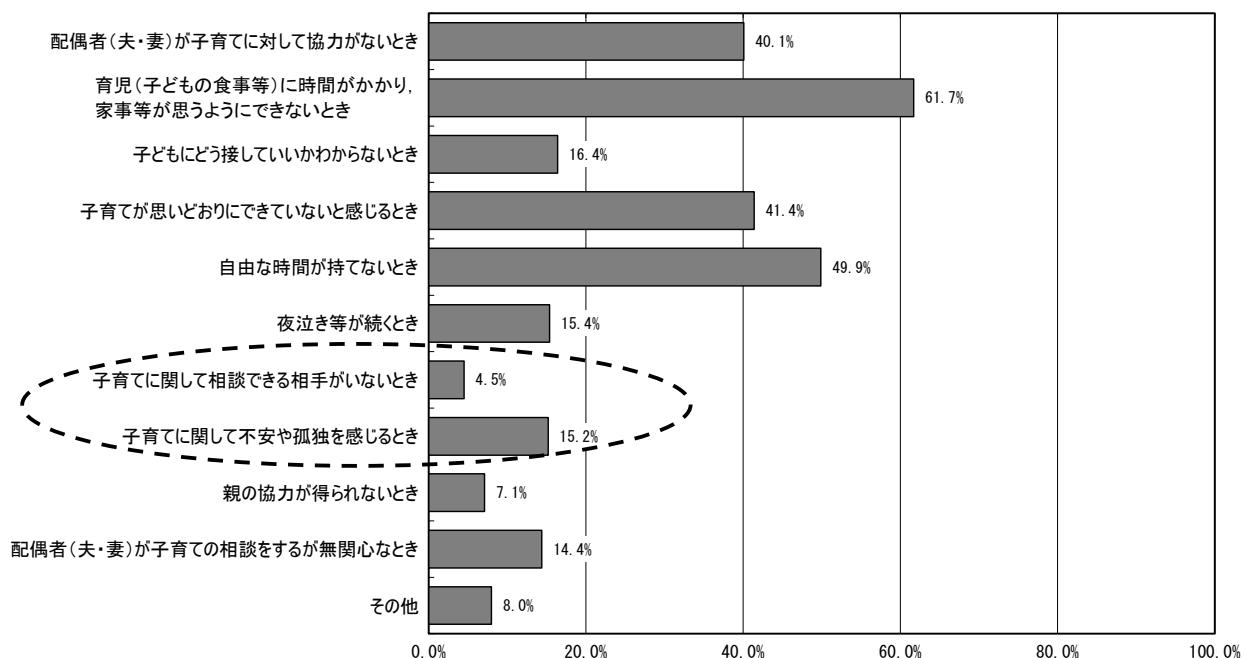
- ・分野ごとに窓口が分かれているため、どこの窓口に相談したらよいか判断が難しいという住民意見がある。
- ・近所とのつながりが深いからこそ「ご近所に知られたくない」という声がある。
- ・地域によっては生活圏域ごとのきめ細やかな事業実施が難しい。
- ・複合的な課題など困難事例への対応が難しい。
- ・世帯の課題が地域の課題として捉えられていない。

②孤立の問題について

子育て分野では、ストレスを感じる状況として、不安や孤独を感じるときと回答した割合が約15%ありました。また、相談できる相手がいないときという回答も見受けられます。子育てについて親族等から支援を受けられない人や、地域から孤立してしまった人の受け皿として機能できるよう、支援体制の充実が必要となります。

■第2期呉市子ども・子育て支援事業計画アンケート

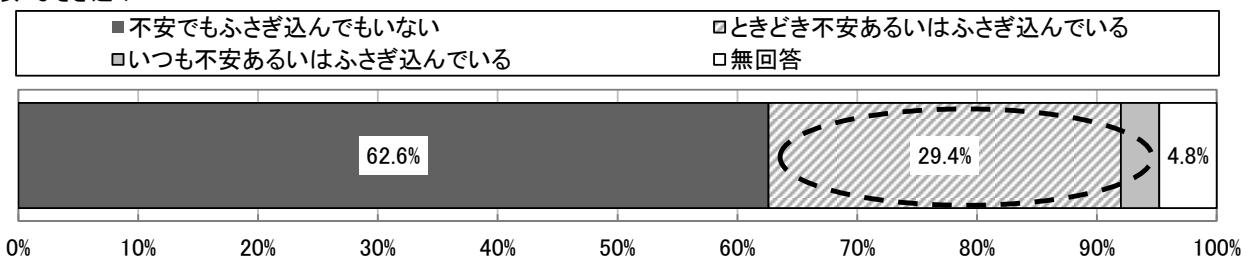
ストレスを感じる状況について n = 1,064



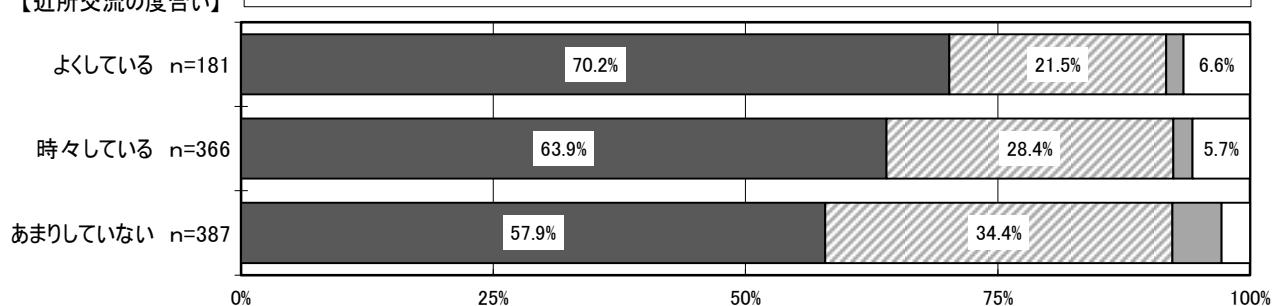
健康分野では、不安・ふさぎ込みの状況をみると、「ときどき不安あるいはふさぎ込んでいる」と「いつも不安あるいはふさぎ込んでいる」の割合を合わせて3割程度の人が不安やふさぎ込みを感じており、近所交流の度合い別にみると、近所交流が少ない人ほど不安やふさぎ込みを感じる傾向にあります。近所交流の有無は孤立の問題と深く関わっており、社会的孤立を防ぐ地域づくりが求められます。

■第3次健康くれ21アンケート

不安・ふさぎ込み n=939



【近所交流の度合い】



«庁内関係課へのヒアリングにおいて出された意見»

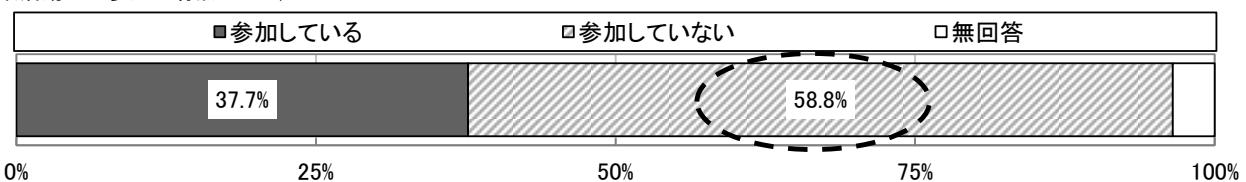
- ・一般就労を目指すことが困難な人に対して、社会参加できる場が必要
- ・生活困窮世帯が、住居を失う前に、相談支援機関につながる体制づくりが必要
- ・ひきこもり状態にある人の社会参加の場が不足している。
- ・「ヤングケアラー」として、その家庭の子どもたちが家族の介護や看護(監護)を担い、登校や進学が難しいケースもある。

③地域交流について

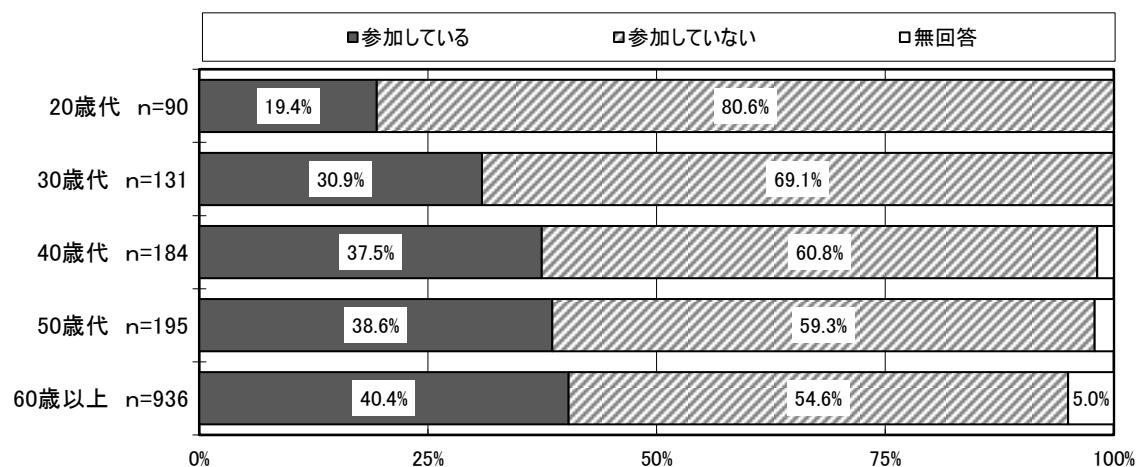
第5次呉市長期総合計画の策定に当たり実施した市民意識調査の結果をみると、地域活動への参加率について半数以上が参加しておらず、年代別にみると若い世代ほど地域活動に参加していないことが分かります。また、今後参加してみたい地域活動では「参加したいとは思わない」の割合が最も高くなっています。

■第5次呉市長期総合計画アンケート

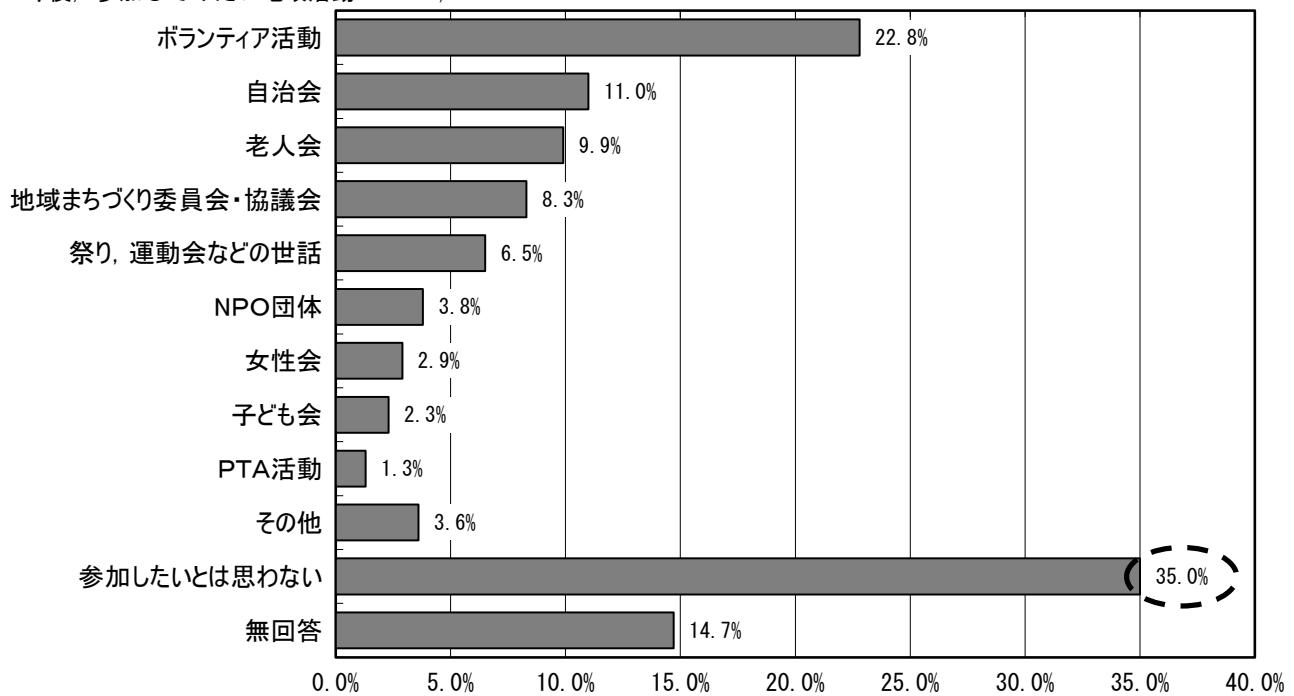
地域活動への参加の有無 n=1,575



地域活動への参加の有無(年代別)



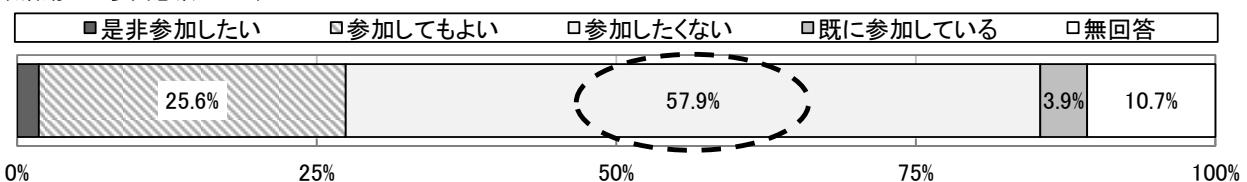
今後、参加してみたい地域活動 n = 1,575



また、呉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定時に実施したアンケート調査では、高齢者の地域活動への参画意欲は「参加したくない」が半数以上を占めています。

■呉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画アンケート

地域活動への参画意欲 n=2,254



《府内関係課へのヒアリングにおいて出された意見》

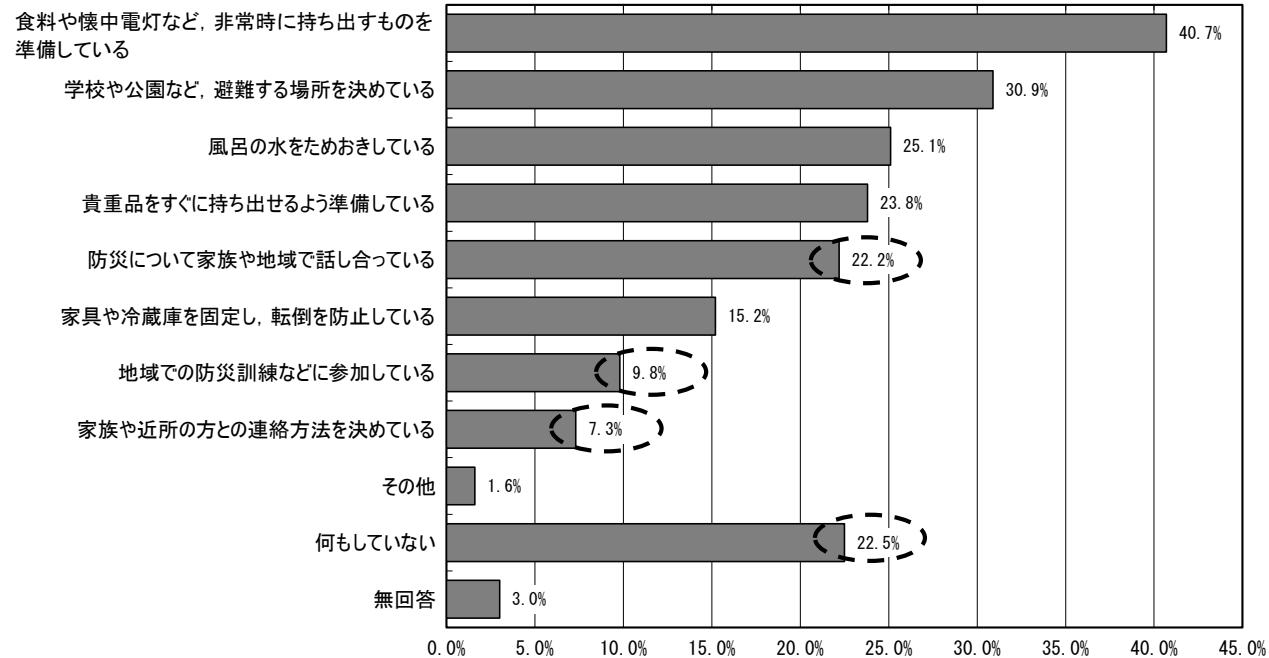
- ・市民協働の意識が定着しておらず主体的に活動をする人が少ない。
- ・通いの場等へ出て行けない人への支援が困難
- ・地域により住民意識が異なり市全域に多様な主体によるサービス提供の体制づくりが困難

④防災について

第5次呉市長期総合計画の策定に当たり実施した市民意識調査の結果をみると、災害時の備えについて、2割程度が「何もしていない」と回答しており、また地域の防災訓練への参加や地域での話し合いなどの割合も低くなっています。地域での防災について、日頃から近隣住民同士のつながりをつくり、災害時に備えた顔の見える関係づくりに取り組むとともに、自主防災組織の育成に取り組み、地域での避難訓練の機会の充実や見回りなど、災害時の地域での助け合いの基盤をつくることが必要です。

■第5次呉市長期総合計画アンケート

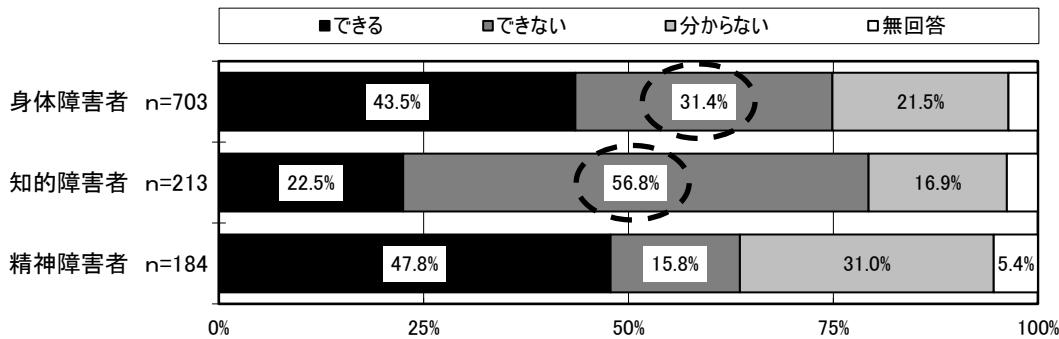
行っている防災対策 n=1,575



障害者分野では、災害時の避難について、身体障害者では3割程度、知的障害者では5割程度が、単独での避難ができないと回答しています。高齢者や障害者など避難の際に支援を必要とする人（災害時要援護者）について、周知・啓発を行い、何ができるかを住民一人一人が考えておく必要があります。

■第5次呉市障害者基本計画・第6期呉市障害福祉計画及び第2期呉市障害児福祉計画アンケート

災害時における単独避難の可否



第3章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

地域福祉においては、地域に暮らす様々な人が地域の中で自分らしく生きられることが大切です。子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、本計画では次の基本理念を定めます。

■基本理念

誰もが、住み慣れた地域で健やかに
安心して暮らし続けることができるまち

(2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、「市民一人一人が地域共生社会の考え方を理解し、個人(世帯)の課題を地域の課題として捉え、支援を必要とする人に手を差し伸べられる地域づくり」を目指して、以下のとおり基本目標を定めます。

基本目標1 地域福祉の意識醸成と基盤づくり

地域共生社会の実現に当たっては、一人一人の意識醸成や、人材育成及び地域活動の活性化を通じて地域福祉の基盤づくりに取り組む必要があります。また、高齢者、障害者など地域で暮らす人のそれぞれの状況についての理解を深め、助け合う意識づくりを推進します。

基本目標2 支え合いの地域づくり

少子高齢化が進む中で地域を維持していくためには、住民同士の支え合いが必要不可欠です。住民がお互いに支え合いながら地域の課題を地域の中で解決できる「地域力」を高める取組を推進し、持続可能な地域づくりを目指します。

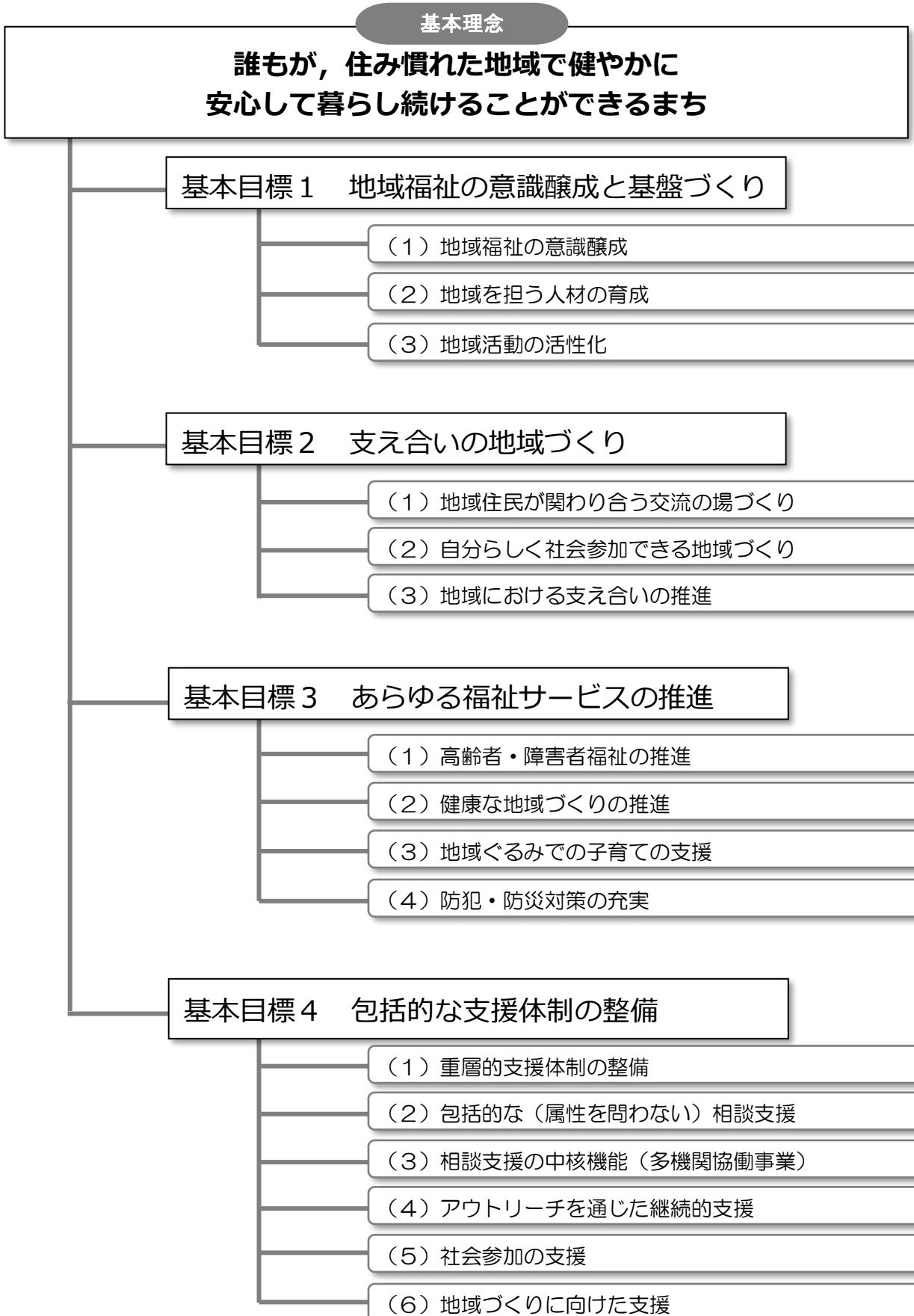
基本目標3 あらゆる福祉サービスの推進

支援を必要とする人に対して必要な支援を行えるよう、見守りのネットワークづくりや気軽に相談できる支援体制等の充実、適切な福祉サービスの提供等に取り組み、誰もが自立し安全・安心な生活を送ることのできる地域づくりを目指します。

基本目標4 包括的な支援体制の整備

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の属性別の相談支援体制では、複合課題や制度の狭間のニーズへの対応が困難となっています。こうした中で、個人や世帯が抱える複雑・複合的な課題や制度の狭間にある課題を、属性や年代を問わず包括的に受け止めて支援する「包括的な支援体制」の構築が求められています。本市では、包括的な支援体制の整備を進めるための施策を積極的に実施します。

(3) 施策体系



第4章 施策の展開

基本目標1

地域福祉の意識醸成と基盤づくり

(Ⅰ) 地域福祉の意識醸成

● 取組の方向性 ●

地域には高齢者や障害者など様々な人が暮らしています。誰もが安心して地域の中で暮らしていくよう、普段から地域福祉への理解・関心を深めていくことが必要となります。

本市では、高齢者・障害者に関する理解の促進を中心に、地域共生社会の実現に向けた意識醸成の取組を行っています。今後も引き続きお互いに理解を深め、市民一人一人が地域福祉の意識を持つことができる取組を推進します。

● 主な取組 ●

No.	内容	担当課
1	介護予防に資する基本的な知識の普及・啓発を行います。	高齢者支援課
2	発達障害や高次脳機能障害などの障害や障害者に対する理解と認識を深める場として、「障害者週間」や「発達障害啓発週間」での記念行事、「精神保健福祉普及運動週間」での講演会などを実施します。	地域保健課 障害福祉課
3	市民の障害者理解を促進するため、講演会、研修会などの様々な啓発活動を行います。	
4	「障害を理由とする差別的取扱いの禁止」「障害者の要請に対する合理的配慮の提供」など、障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号))の趣旨や事例について、周知・啓発します。	障害福祉課
5	差別のない共生社会の実現に向けて、「手話言語」「情報コミュニケーション」「障害者差別解消」の推進に関する条例の制定に取り組みます。	障害福祉課

● それぞれの役割 ●

個人

- 自分が住んでいる地域に关心を持ち、地域の生活課題を把握し、自分にできることをします。
- 近くに困っている人がいたら、自発的に声を掛け、必要に応じて関係機関へつなげます。

地域

- ごみ捨てや掃除など、ちょっとした困りごとは地域の中で解決し、対応が困難な場合は相談窓口につなげるなど、助け合いの意識づくりと実践に取り組みます。
- 地域の組織や団体が住民同士で支え合う仕組みづくりを進めます。
- 子ども会の活動や家庭における福祉教育等を通じて、子どもの地域への愛着や地域福祉への関心を育みます。

行政

- 広報や本計画の概要版等を用いて、地域福祉の意識醸成や地域福祉活動への理解・参加促進に取り組みます。
- 地域で認知症高齢者や障害者に関する講座や講演会を行い、市民の地域福祉への関心・理解向上に取り組みます。

(2) 地域を担う人材の育成

● 取組の方向性 ●

少子高齢化の進展に伴い、地域を担う人材の確保が難しくなっています。一方で、地域の中で地域の課題を解決する「地域力」を高めていくためには、地域を担う人材の育成が重要となります。さらに、地域の担い手を育成していくためには、まず地域に興味・関心を持ち、様々な活動や講座等へ参加してもらうきっかけづくりが必要です。

支援を必要とする人が増加傾向にある中で、本市では、様々な講座や情報発信等を通じて、地域への興味・関心を高めるとともに、地域での助け合い・支え合いの中核となる人材の育成に努めます。

● 主な取組 ●

No.	内容	担当課
1	認知症サポーターを養成し、チームオレンジによる認知症の人を支援する活動につなげます。	高齢者支援課
2	認知症サポーターのステップアップ講座の受講を促し、オレンジサポーター(チームオレンジ)として認知症の方及びそのご家族のニーズに応じた支援を提供できるよう取組を進めます。	高齢者支援課
3	介護予防に関する知識を広く市民に周知するため、介護予防推進員の養成に取り組み、地域のサロン等で受講内容の伝達を行います。	高齢者支援課
4	自殺のサインに気づき、見守り、必要に応じて専門機関につなぐゲートキーパーを養成します。	地域保健課
5	地域で活躍できる防災リーダーの育成に努めます。	危機管理課

● それぞれの役割 ●

個人

○人権や福祉についての講演会や、認知症や介護、子育てなどの支援する方法を学ぶ学習会などへ積極的に参加し、知識の習得や理解促進に努めます。

地域

○地域の資源や人材を生かしながら、福祉についての学習会や講座などを継続的に開催します。

○認知症サポーター、ゲートキーパーなどの養成講座に誘い合って参加するなど、地域における普及に努めます。

行政

○福祉をテーマとした講演会、学習会などを開催し、住民の理解促進につなげます。

(3) 地域活動の活性化

● 取組の方向性 ●

ボランティア活動や趣味活動といった住民主体の地域活動は、地域の困りごとの解決や生きがいの創出など、地域内で起こる様々な課題の解決につながります。地域活動を通じた住民主体の地域づくりを促進するため、ボランティア団体やNPOなどの活動を支援するとともに、活動したいと感じている人を実践の場につなげることのできる体制づくりを推進します。

● 主な取組 ●

No.	内容	担当課
1	運動普及推進員の養成を行い、地域での運動定着を目指す活動の支援等を行います。	地域保健課
2	食生活改善推進員の養成を行い、地域での食育推進、食生活改善に必要な支援等を行います。	地域保健課
3	多様化する困りごとに対応するため、生活支援コーディネーターを中心地域全体で多様な主体による多様なサービスが提供できるよう体制づくりを進めます。	高齢者支援課

● それぞれの役割 ●

個人

○地域の行事などに積極的に参加し、交流を深めます。

地域

○地域の組織や団体は、世代や障害の有無、自治会の加入状況にかかわらず、誰もが参加しやすい活動や行事を企画し、交流の機会を充実させます。

行政

○地域の組織や団体等において、福祉課題解決に向けて活動する取組を進めます。

○共通点のある人同士や様々な世代の人が交流を深めることができる場や機会を充実させます。

○互助を基本とした生活支援サービスなどが創出されるよう、地域活動団体や多様な主体によるサービス提供への支援を行います。

基本目標 2

支え合いの地域づくり

(Ⅰ) 地域住民が関わり合う交流の場づくり

● 取組の方向性 ●

地域内の世代間交流やサロン活動を推進し、住民同士が関わり合うきっかけづくりに取り組むとともに、いざというときに助け合える関係づくりを支援します。

住民同士が話し合う場を創出することは、誰もが気軽に地域活動に参加する機会になるだけでなく、支えられる人も支える側として「自分が地域でできること」を考え、日常生活に生きがいを見いだすきっかけにもなることが考えられます。

地域福祉について学ぶ場と地域で意見交換を行う集いの場や地域活動の場づくりに取り組み、地域のつながりを深める活動を推進していきます。

● 主な取組 ●

No.	内容	担当課
1	要介護高齢者を介護する家族等を対象に、介護知識や技術の習得を目的とした教室を開催し、介護者相互の情報交換・交流の場として位置付け、地域で支え合うまちづくりを推進します。	高齢者支援課
2	地域で行われる敬老行事の実施を支援します。	高齢者支援課
3	歩いて行くことができる地域を単位として、筋力アップと地域交流を目的とした通いの場の立ち上げと継続を支援します。	高齢者支援課
4	高齢者の生きがいづくりや地域活動、趣味活動を促進するとともに、活動を通じた介護予防の啓発に努めます。	高齢者支援課
5	小学生・中学生が、地区組織(民生委員児童委員協議会)の協力を得て、地域の母子と触れ合いを深めることにより、思いやりの心を育み、命の尊さを感じて、自他の命を大切にする心情を育てる場を提供します。	地域保健課

● それぞれの役割 ●

個人

- 積極的に挨拶や声掛けをする、地域の活動や行事に参加するなど、普段から近所付き合いや地域でのコミュニケーションを大切にします。
- 困りごとがある人や気に掛かる人に対して、隣近所でお互いに声を掛け合いながら、支え合い、助け合います。
- 地域の団体による見守り活動に理解を示し、可能な限り協力します。
- 自治会、子ども会、老人クラブなどの活動に関心を持ち、参加するよう心掛けます。

地域

- 支援が必要な人に対して見守りを行い、住民や地域活動を行う団体、行政などの間で情報を共有します。
- 自治会、子ども会、老人クラブなどの活動に関心を持ち、参加するよう働き掛けます。
- 隣近所や地域の人たち同士の関わりを深め、支え合い・助け合いの大切さを啓発します。

行政

- 地域の組織や団体、事業所による見守り活動を支援します。
- 自治会、子ども会、老人クラブなどの各種団体への加入や活動の継続を推進します。

(2) 自分らしく社会参加できる地域づくり

● 取組の方向性 ●

地域関係の希薄化が進む中で、誰もが自分らしく生きがいをもって暮らせる地域を目指し、隣近所や地域の人たち同士の関わりを深めるとともに、高齢単身世帯やひきこもりの人など孤立しやすい人々の居場所づくりや受け入れる体制をつくることが重要です。

本市では、障害者の社会参加支援やひきこもり家族及び精神障害者の家族への支援を通じて、孤立しない地域づくりに努めてきました。今後も引き続き、誰もが自分らしく社会参加できる地域づくりを目指して取組を進めます。

● 主な取組 ●

No.	内容	担当課
1	身体障害者及び知的障害者の外出を支援するため、市内のバス運賃が無料になるバス優待乗車証(いきいきパス)又はタクシー運賃を助成する福祉タクシー助成券を交付します。 障害者就労支援施設などに通所するための交通費助成制度の利用促進を図ります。 公共施設の入場料・使用料などの減免、県内バスの運賃割引など、様々な制度の周知を図ります。	障害福祉課
2	障害者の社会参加、外出を支援するため、障害者が自動車運転免許を取得するときの費用や、障害者自らが運転できるように自動車を改造するときの費用の一部を助成する制度の周知を図ります。	障害福祉課
3	各種文化芸術活動や障害者スポーツを通じて、障害者の活動の場を提供し、創作及び活動への意欲の助長に努めます。	障害福祉課
4	ひきこもり家族の支援、精神障害者家族会の育成・支援などを実施し家族を支えます。	地域保健課

● それぞれの役割 ●

個人

- 地域の人と身近に相談できるような関係づくりに努めます。
- 隣近所に住む、見守りを必要とする人に対して積極的に声掛けを行います。

地域

- サロンやサークルの運営について工夫を凝らし、理解と協力を求めながら、担い手やボランティアを確保します。
- サロンやサークルにおいて、参加者の経験や能力、特技や趣味を生かせるような交流の場や機会をつくります。

行政

- 障害者の社会参加のため、その経済的な負担軽減を図ります。
- 趣味の講座やスポーツのような生きがいにつながる居場所の提供に努めます。
- 生活困窮者や社会から孤立している人、ひきこもり等の自立に向けて、当事者やその家族のニーズの把握に努めるとともに、当事者による活動を支援します。
- 孤立・孤独を感じている人に対し、相談や悩みを受け入れる体制を構築します。
- 孤立・孤独化を防ぎ、自立につなげるため、就労支援や社会参加支援、拠点づくりの検討などの多様な支援を関係課が連携しながら行います。

(3) 地域における支え合いの推進

● 取組の方向性 ●

住民同士が支え合い助け合う「互助」は非常に重要となっています。それぞれの住民が抱える課題を地域の課題として捉え、解決に向けて地域でできることを実践する、支え合いの仕組みをつくる必要があります。

本市では、高齢者への支援を中心に支え合いの地域づくりに取り組んできました。今後は身近な地域の中での支え合いの促進のため、地域の実情に応じて、ボランティア活動の支援や民生委員・児童委員への支援に努めます。

● 主な取組 ●

No.	内容	担当課
1	有償・無償のボランティア等の生活支援員が居宅を訪問し、見守り活動や簡単な困りごとの解決に取り組みます。	高齢者支援課
2	住民ボランティア等が訪問による見守り活動や定期的な安否確認、緊急時の対応等を行います。	高齢者支援課
3	要援護高齢者が住み慣れた地域で、安全・安心に自立した生活が営めるよう、民生委員・児童委員による巡回相談などを行います。	高齢者支援課

● それぞれの役割 ●

○困ったことがあるときは、一人で抱え込まず周りの人相談します。

個人

○気掛かりな人を見守り、何かあれば事業所や行政の窓口など専門の機関につなぎ、解決できるよう取り組みます。

地域

○個人の課題を地域の課題として捉え、世代を超えて地域のみんなで解決に向けて取り組む体制をつくります。

行政

○地域で活動するボランティア団体や民生委員・児童委員の活動を支援します。

基本目標3

あらゆる福祉サービスの推進

(Ⅰ) 高齢者・障害者福祉の推進

● 取組の方向性 ●

高齢者・障害者が安心して暮らし続けることができる地域づくりの実現に向けて、福祉施策をより充実させるとともに、各福祉計画に基づき、支援を必要としている人が適切にサービスを利用できるよう、事業所や社会福祉協議会、行政が連携して、各種サービスの提供に努めます。

● 主な取組 ●

No.	内容	担当課
1	高齢者が、身近な地域で安心して介護サービス等が受けられ、尊厳を持って生活できるよう、地域包括ケアに対応した介護サービスの基盤を整備します。 また、利用者の自立した日常生活に資するよう、サービス提供事業所の適正運営とケアマネジメントの質の更なる向上を図ります。	介護保険課 高齢者支援課
2	介護人材の育成及び確保について、県とも連携しながら地域の特色を踏まえた人材の確保及び資質の向上への取組を推進します。 また、生活支援については、地域住民が共に支え合う地域づくりを進めます。	福祉保健課 介護保険課
3	障害者の生活を地域で支えるシステムを整備するとともに、障害者のライフステージや希望に沿ったサービスを提供できるよう、サービス提供体制の強化やサービス量の確保、充実に努めます。 また、障害福祉サービス等に関する情報を分かりやすく提供し、利用を促進します。	障害福祉課
4	障害者の地域移行の推進を踏まえ、地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を着実に実施します。	障害福祉課
5	視覚・聴覚障害者に様々な市政情報を提供するため、引き続き点訳、音訳を行うボランティアの協力を求めていきます。	障害福祉課

● それぞれの役割 ●

個人

- 福祉サービスに関する情報を集め、理解を深めます。
- 地域で暮らす認知症高齢者や障害者を見守り、困っているところを見かけたら手助けをします。

地域

- 障害者の地域移行を踏まえ、障害特性を理解し、受け入れる地域づくりに取り組みます。
- 支援につながらず困っている人を把握し、行政や社会福祉事業者と連携して必要な支援につなげます。
- 必要とする人に必要な支援が行き届くよう、分かりやすいサービス情報の提供に努めます。

行政

- 地域の状況や福祉ニーズに応じて、関係機関との連携や人材確保・育成に取り組みます。
- 支援が必要な人を早期に把握し、相談支援や日常生活のサポートに取り組みます。

(2) 健康な地域づくりの推進

● 取組の方向性 ●

少子高齢化が進展する中で、高齢者は地域福祉を支える重要な担い手でもあります。生涯現役社会をつくるため、健康寿命（日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる期間）の延伸や、こころの健康づくりが求められています。

本市では、これまで健康づくりの啓発や健康寿命の延伸に取り組んできましたが、今後も引き続き、地域の一人一人が生きがいを持って健康的に暮らせる地域づくりに取り組みます。

● 主な取組 ●

No.	内容	担当課
1	高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、生活習慣病等の重症化予防及び通いの場等を利用した健康教室やフレイル予防対策を通じて高齢者の健康寿命の延伸を図ります。	高齢者支援課
2	こころの健康づくりについて、ゲートキーパーの養成などを実施し、地域の支援力の向上を図ります。 また、ストレスや心の健康に関する正しい知識の普及・啓発等を実施します。	地域保健課
3	住民一人一人が、自身の心と体の健康状態を意識し、日常生活の中で主体的に健康づくりに取り組めるよう、特定健診やがん検診の受診を促進します。 また、企業等が行う健康づくりの取組を応援するなど民間活力を活用していきます。	福祉保健課
4	健康寿命延伸のため、運動習慣の定着、食育の推進、歯と口の健康維持等の健康課題の解決に向けた正しい知識の普及・啓発等を行います。	地域保健課
5	障害者の健康づくりを推進するため、15歳以上40歳未満の在宅障害者を対象として行う、特定健康診査に準じた健康診査の周知を図り、受診率の向上に努めます。	障害福祉課
6	自立支援医療費（精神通院、更生医療、育成医療）、重度心身障害者医療費などの助成を行っています。 難病患者の医療費助成制度の対象疾患が今後も拡充されることが見込まれるため、事業の周知を図ります。	障害福祉課 地域保健課

● それぞれの役割 ●

○自身の健康状態に关心を持ち、生涯現役でいられるよう積極的に健康づくりに取り組みます。

個人

○悩みごとは一人で抱え込みます、周囲の人や相談窓口に相談します。

○スポーツや趣味活動など、生きがいづくりにつながる活動に積極的に参加します。

地域

○地域のサロン等において体操等を実施し、地域ぐるみでの健康づくりに取り組みます。

○健康教室や講座等を積極的に実施し、住民主体の健康づくりを進めます。

行政

○健康に関する周知・啓発を行い、市民主体の健康づくりを支援します。

○積極的な受診に向けて、様々な工夫をしながら受診勧奨に取り組みます。

○健康づくりの活動を行う企業・団体等と協力・連携を行い、事業者の自主的な取組を推進します。

(3) 地域ぐるみでの子育ての支援

● 取組の方向性 ●

核家族化が進み、子育てに悩む家庭も増えていると考えられます。また、ひとり親家庭など支援や見守りを必要とする世帯もあり、地域全体で子育てを支援する体制づくりに取り組む必要があります。

本市では、呉市子ども・子育て支援事業計画に基づき様々な子育て支援を展開してきました。今後は、地域全体で子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する環境を整備し、子育て世代が住みやすいまちを目指していきます。

● 主な取組 ●

No.	内容	担当課
1	家庭訪問、育児相談、育児教室を実施し、育児不安の軽減や子どもの健やかな成長を支援します。	地域保健課
2	「子育て世代包括支援センターえがお」において、母子保健相談支援事業、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施し、妊娠期から出産、育児期まで安心して暮らせるよう切れ目なく支援します。	地域保健課
3	子育て支援サービスの情報のほか、地域情報交流サイト「くれ子育てねっと」で育児サークルの紹介など子育てに関する情報をインターネット上で提供するとともに、電子母子手帳機能を備えた呉市子育て支援アプリ「くれっこアプリ」を活用し、子育て情報や地域情報などを配信します。	子育て支援課
4	ひとり親家庭に対して、自立や就業に役立つ情報を呉市子育て支援アプリ「くれっこアプリ」を活用し、随時配信します。	子育て支援課
5	育児の援助を行いたい人が援助を受けたい人に有償ボランティアによる支援を行う、ファミリー・サポート・センター事業を引き続き実施します。 また、ひとり親家庭に対しては利用料金の助成を行います。	子育て支援課
6	児童の養育が困難になっている家庭等に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事、育児の援助を行い、家庭の養育力の向上を支援します。 また、孤立化している家庭の支援に取り組みます。	子育て支援課
7	乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し、子育てについての相談、情報の提供・交換、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能の充実に努めます。	子育て支援課
8	地域の子どもを対象に、子ども食堂や学習支援教室など、団体や事業者など、様々な主体が実施する子どもの居場所づくりを支援します。	子育て支援課

● それぞれの役割 ●

個人

- 子育てについて悩んだり困ったりしているときは、すぐに周りの人や保育士、助産師や保健師などの専門職、相談窓口等へ相談します。
- 行政の情報誌やスマートフォンアプリを活用し、子育てに関する正しい情報の収集に努めます。

地域

- 地域全体で子育て世帯や子どもを見守り、安心して子育てができる地域づくりに取り組みます。
- 子ども虐待やDVのおそれがあるときは、すぐに対応や関係機関に相談し、早期発見・早期解決につなげます。
- ひとり親世帯や子どものいる生活困窮世帯が孤立しないよう、見守り体制の充実に努めます。
- 子育て世帯同士でつながり、悩みや不安を共有し、必要なときはお互いに助け合います。
- PTAや子ども会、教育現場において子どもの見守りを強化し、子どもの健全な発達を促すとともに、心のケアに取り組みます。
- 安心して子育てができるよう、情報提供体制の充実や切れ目のない支援に努めます。
- 相談支援や家庭訪問、関係機関の連携など必要に応じた援助などをを行い、子育て世帯の不安に寄り添う支援を展開します。
- 相談しやすい窓口、関係づくりに努めます。

行政

(4) 防犯・防災対策の充実

● 取組の方向性 ●

近年は豪雨災害や地震など、大規模災害が増えてきています。そうした中で、高齢者や障害者など、地域には避難の際に支援を必要とする人が暮らしています。誰もが安心して地域で暮らせるように、日頃から地域で協力して災害時や緊急時の避難等の支援体制を整えておくことが必要です。

また、防犯についても、子どもや高齢者などが犯罪に巻き込まれないよう地域ぐるみで見守り、被害を未然に防ぐ必要があります。

関係機関・団体等との連携強化や近隣住民同士の交流など、防犯や防災の取組を進め、安全・安心な地域をつくることが求められます。

● 主な取組 ●

No.	内容	担当課
1	メール配信や一斉電話伝達サービス、やさしい日本語による防災情報の発信など、様々な媒体を利用して、防災情報を漏れなく伝達します。	危機管理課 地域協働課
2	ハザードマップや避難の手引等を配布するとともに、インターネットなどを通じた市民への周知・啓発、出前トークでの直接の啓発など、防災意識の向上に努めます。	危機管理課
3	徘徊や救急搬送、孤立死など、緊急時の対応が必要な人の世帯状況や生活実態などの情報を関係団体で共有し、非常時には速やかに対応できるよう努めます。	高齢者支援課
4	高齢者等を取り巻く地域住民や民間事業者、関係機関等の協力機関に、消費者情報や徘徊情報の発信を行い、被害を未然に防ぐ取組を実施します。	高齢者支援課 消費生活センター
5	日常生活の安全・安心を確保するため、65歳以上の一人暮らしの高齢者や重度身体障害者などに対し、緊急時に消防局に直接通報できる装置の支給を促進します。	高齢者支援課 障害福祉課
6	災害時に特に支援が必要な方の名簿を作成し、福祉専門職の協力を得て、適切な避難支援を行うことができるよう、個別避難計画の作成に努めるとともに、本人同意を得て避難支援等関係者に平常時から情報提供することで、災害時の安否確認や避難支援活動に活用できるよう必要な体制整備に努めます。あわせて、福祉避難所への受入対象となる者を把握し、受入体制の整備を図ります。	福祉保健課 障害福祉課 高齢者支援課 介護保険課 危機管理課 地域協働課
7	福祉事業所等が、災害や感染症発生時において、利用者に対するサービス提供を継続して実施するための体制と、非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画作成を促進し、その計画に従って必要なサービスが提供されるよう指導・支援を行います。	福祉保健課

● それぞれの役割 ●

個人

- 地域の防災訓練に参加します。
- 普段から防災意識を持ち、もしもの場合に備えます。
- 災害時には地域で助け合えるよう、日ごろから声を掛け合い、顔の見える関係づくりに取り組みます。
- 防災や減災のための学習会や防災訓練を開催します。

地域

- 自主防災組織の結成に努めるとともに、組織の活動を活性化して、災害時に支援し合える体制を整えます。
- 子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、地域全体で声掛けや見守りに取り組みます。

行政

- 地域及び関係機関と、避難行動要支援者について情報を共有し、災害時に助け合えるように備えます。
- 地域の防災活動の活発化を図るため、各地域の自主防災組織の運営を支援します。
- 災害時に市民への迅速な情報提供に取り組みます。
- 市民の防犯意識の向上を図ります。

基本目標4

包括的な支援体制の整備

社会福祉法の改正により、令和3年4月から、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(以下「包括的な支援体制」という。)の整備」が国及び地方公共団体の努力義務とされるとともに、市町村地域福祉計画に記載する事項として追加されました。(第6条第2項、第107条第1項第5号)

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(8050問題、介護と育児のダブルケア、ゴミ屋敷など)する中で、従来の高齢、障害など属性別の相談支援体制では、複合課題や制度の狭間のニーズへの対応が困難(支援のしづらさ)となっています。

このため、個人や世帯が抱える複雑・複合的な課題や、制度の狭間にある課題を、属性や年代を問わず包括的に受け止めて支援する体制の構築が求められています。あわせて、従来の社会保障制度・分野の「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超える地域共生社会の実現を図る必要があります。

本市は、包括的な支援体制の整備を進めるため、住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備、住民等が自ら他の住民の相談に応じて情報の提供や助言等を行う体制の整備、支援関係者が連携して地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備などの施策を積極的に実施します。

(Ⅰ) 重層的支援体制の整備

● 取組の方向性 ●

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ(訪問支援)等を通じた継続的な支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

本市は、高齢、障害、子育て、生活困窮など各分野の制度に基づき構築してきた相談支援体制の専門性や、支援関係機関との協力関係、取り組んできた地域づくりをベースに、継続性に留意した上で、包括的な支援体制の整備を図るため重層的支援体制整備事業に積極的に取り組みます。

本計画においては、重層的支援体制整備事業を適切かつ効率的に実施するため、社会福祉法第116条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」の方向性を示すものとします。

(2) 包括的な（属性を問わない）相談支援

● 取組の方向性 ●

本市は、地域住民の生活課題の相談窓口として、各担当課及び市民センターのほか、地域包括支援センターや障害者相談支援、福祉の窓口、子育て世代包括支援センターえがお、くれくれ・ば等の支援機関を設け、培ってきた専門性を生かした相談支援を行っています。

これらの相談支援窓口で他分野の相談を包括的に受けた場合には、利用可能な福祉サービスの情報提供を行う等の初期相談対応のほか、単独の支援機関では解決が困難な事例については適切な他の支援機関と連携を図りながら支援を行うなどの対応により、市全体の支援機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する包括的な相談支援を引き続き行なっていきます。

また、民生委員・児童委員の見守りや相談支援、老人クラブの友愛活動、地区社会福祉協議会等が行なうサロン事業などを通じて、住民等が自ら他の住民の相談に応じて情報の提供や助言等を行う体制づくりを推進します。

● 主な取組 ●

No.	内容	担当課
1	就労や住居の確保等、自立に関する課題について、生活に困窮した方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、関係機関と連絡調整を行いながら支援します。	生活支援課 自立支援室
2	住民がどの窓口に相談しても必要な支援につなげることができるよう連携体制を構築し、コーディネーターを配置します。	生活支援課 自立支援室
3	制度分野を超えて課題に対応することができる相談支援体制づくりを推進します。	生活支援課 自立支援室
4	地域生活支援拠点や自立支援協議会において、相談支援事業所、医療機関、民生委員・児童委員などによるネットワークを構築し、多様な相談者のニーズに対応するなど、地域における相談支援体制の充実を図ります。	障害福祉課
5	障害者がいつでも相談できるよう、地域生活支援拠点を始め、相談支援事業に関する相談先、事業内容の周知を図ります。	障害福祉課
6	基幹相談支援センターの設置の検討や地域生活支援拠点及び自立支援協議会の活性化に取り組むなど、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制を構築します。	障害福祉課

(3) 相談支援の中核機能（多機関協働事業）

● 取組の方向性 ●

複雑で複合的な課題を抱えており、単独の相談支援機関では対応が難しい事例については、課題の解きほぐしを行い、関わるべき支援機関の選定やその役割分担・支援の方向性を整理しながら各相談支援機関間で連携を図り、その中心となって支援を行っていく総合調整の役割が必要となります。

生活支援課自立支援室を包括的な総合支援の中核として、各支援機関の役割分担の調整や困難事例の対応を支援する機能を付与し強化することにより、複雑で複合的な課題の早期支援や解決につなげていきます。こうした支援が適切かつ円滑に実施されるために、各相談支援機関などの関係機関が定期的に集い、対象者の抱える課題について情報共有するとともに、協議をしながら、支援に当たっていきます（重層的支援会議）。

また、成年後見制度の利用や権利擁護の事案などにも幅広く対応している呉市権利擁護センターと連携するなど、組織的に専門性や経験値を高め、市全体で包括的で重層的な支援体制を構築します。

● 主な取組 ●

No.	内容	担当課
1	緊急性が高いケースや、制度の狭間にあり多機関との役割分担が必要なケースについて、相談支援包括化推進員を配置し、多機関連携のための総合調整を行うとともに、重層的支援会議を実施し、情報共有や役割分担、支援内容について協議を行いながら必要な支援につなげます。	生活支援課 自立支援室

(4) アウトリーチを通じた継続的支援

● 取組の方向性 ●

生活課題を抱えながらも相談する相手がなく社会的に孤立してしまう人が増えており、長期にわたるひきこもり、高齢者、障害者など、自ら支援を求めることが難しい人や、課題に対して自覚がない人などの潜在的な相談者を把握し、必要な支援を届けるアプローチが重要となっています。

また、民生委員・児童委員や福祉・医療関係者、警察などからの情報に基づく要支援者に対する速やかな対応が求められています。

このため、包括的相談支援の対応拠点にアウトリーチ（訪問支援）専任の支援員を配置することにより支援が必要な人に早期に支援を届ける体制を構築し、本人との関係性の構築など「寄り添い型」の継続的支援を行っていきます。

● 主な取組 ●

No.	内容	担当課
1	病気や障害、ひきこもりなどにより社会的に孤立して自ら相談窓口に来ることができない方に対して、支援員が訪問し必要な支援を届けます。	生活支援課 自立支援室
2	高齢者の自立支援について、本人の自立支援に視点を置き、要支援者等に多様なサービスを一体的に提供できるようケアマネジメントを行います。	高齢者支援課
3	子どもとその家庭や妊産婦を対象に、社会福祉士などが中心となって、アウトリーチと継続的なソーシャルワークを行います。	家庭児童相談室 地域保健課

(5) 社会参加の支援

● 取組の方向性 ●

相談やアウトリーチにより支援につながった人や世帯を、それぞれの抱える課題やニーズに応じた地域の社会資源を活用することにより、社会や他者とつながる支援を行っていきます。

相談者が抱える課題に対して丁寧にアセスメントを行い、課題・ニーズの把握に努めるとともに、本市で実施している就労準備支援事業など既存の適切なサービスの情報提供を行い、社会参加に向けた支援を行います。

また既存の社会資源のみならず、何が地域において必要とされているかなどの福祉ニーズに関する調査を行いながら、その結果を踏まえた社会資源を創出することにより、社会的に孤立した人が継続的に社会とつながる仕組みをつくっていきます。

● 主な取組 ●

No.	内容	担当課
1	ひきこもりなどにより長期間就業していない方に対し、既存の就労準備支援事業の活用のほかに、NPO や協力企業等の関係機関と連携し、中間的就労や職場体験、ボランティアなどの社会参加の場を創出します。	生活支援課 自立支援室
2	居住の場がない方や家族と一緒に生活することが困難な方等に対して、一時的な生活の場を確保できるように関係機関と連携しながら、社会資源の創出に努めます。	生活支援課 自立支援室
3	就労移行支援や就労継続支援A型を中心とした多機能型障害福祉サービス事業所の開設など、就労場所の充実や仕事内容の多様化を促進します。 障害者就労支援施設での仕事量の確保やスキルアップ、販路拡大などを支援し、平均工賃の向上を目指します。 企業に対して、障害者の一般雇用や雇用支援策に関する理解を促進する事業を行います。 障害者団体に対する業務の発注拡大を図るとともに、障害者就労支援施設の製品を販売する場を確保するなど、就労の場の提供に努めます。	障害福祉課

(6) 地域づくりに向けた支援

● 取組の方向性 ●

これまで、地域づくりは地域における住民組織を中心に行われ、各地域において最も身近な行政機関である市民センターでは、地域の暮らしにまつわる様々なニーズや課題に市民と協働で取り組んできました。

しかしながら、高齢化や人口減少、地域の担い手の減少などにより地域の支え合いの基盤は弱まっています。今後は、介護・障害・子どもなどの各分野で実施されている既存の地域づくりの取組を生かしつつ、世帯や属性を超えて交流できる場の整備を始めとして、地域における資源の開発やネットワークの構築など多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

● 主な取組 ●

No.	内容	担当課
1	地域の子どもを対象に、子ども食堂や学習支援教室など、団体や事業者など、様々な主体が実施する子どもの居場所づくりを支援します。	子育て支援課
2	高齢者の閉じこもり予防や生きがい創出のため、住民主体の通いの場やサロン活動への支援を行います。	高齢者支援課
3	地域活動支援センターにおいて、障害者の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を促進し、障害者の地域活動を推進します。	障害福祉課
4	支援が必要な人が地域とのつながりを持ち、地域で支え合う場を構築するために、各地域の課題や社会資源を幅広くアセスメントし、地域ニーズを把握する事業(座談会、アンケート調査等)を行います。	生活支援課 自立支援室

第5章 成年後見制度の利用促進

(Ⅰ) 成年後見制度に関する現状と課題

日常生活上の支援や介護が必要であったり、認知症の症状のある高齢者や知的障害者、精神障害者が増加しており、そうした人々が可能な限り自立した日常生活を送るために、それぞれの置かれている状況に応じて必要な支援を行うことが必要です。認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の生命や財産を守り、尊厳のある暮らしを維持するため、成年後見制度の利用促進、関係機関や地域住民との連携強化などを推進し、安心した生活が送れるようサポートしていきます。

本市では、この章を成年後見制度利用促進基本計画と位置づけ、今後の方向性を定めます。なお、呉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画内において既に成年後見制度利用促進基本計画を位置付けていますが、今後は本章を成年後見制度利用促進基本計画とし計画的な取組を進めます。

① 成年後見制度について

成年後見制度は、病気や事故等(認知症、知的障害、精神障害など)により判断能力が不十分となり、意思決定が困難となった人を法律的に保護する制度です。成年後見制度は、判断能力の程度によって、次の3つの種類が用意されています。

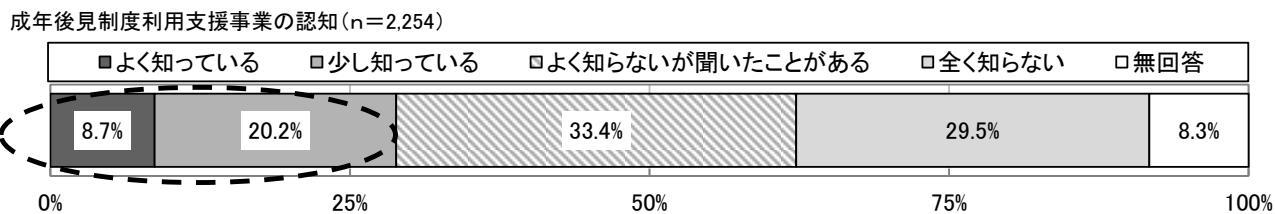
成年後見	本人の判断能力が欠けているのが通常の状態の場合
保佐	本人の判断能力が著しく不十分な場合
補助	本人の判断能力が不十分な場合

② 成年後見制度をめぐる現状

認知症等により判断能力が不十分になった人の権利や財産を守るために成年後見人等を必要とする人は年々増加しています。こうしたことから、この成年後見制度の申立てができる親族等がない場合、市長申立てを行うなど、成年後見制度が利用できるよう支援しています。

	平成28度	平成29度	平成30度	令和元年	令和2年
成年後見制度市長申立件数	19 件	26 件	32 件	15 件	18 件

呉市高齢者福祉計画・第8期呉市介護保険事業計画策定時に実施したアンケート調査では、成年後見制度利用支援事業を「よく知っている」と「少し知っている」を合わせて認知度は 28.9%と低い割合となっており、普及・啓発に努める必要があります。



(2) 成年後見制度の利用促進に向けた取組

1. 成年後見制度利用促進ネットワークの体制強化

権利擁護支援のためのネットワークを設立し、その円滑な運営のための事務局機能を果たす機関として、令和2年4月1日に呉市権利擁護センターを中心機関として位置付けました。呉市権利擁護センターの運営主体は呉市社会福祉協議会で、業務内容としては、高齢者、障害者等の日常生活支援や成年後見制度の普及啓発、利用支援を行っています。呉市権利擁護センターの運営委員について弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等に派遣依頼し、専門家を含めた意見交換を行うなど、適正な運営に努めています。また、必要に応じて運営委員の構成団体を拡充するなど、ネットワークの確立に努めます。

2. 成年後見制度の普及啓発（広報活動の強化）

呉市高齢者福祉計画・第8期呉市介護保険事業計画策定時に実施したアンケート調査では、成年後見制度利用支援事業について「よく知っている」又は「少し知っている」と答えた人の割合は約29%、成年後見制度の相談窓口がどこか「知っている」と答えた人の割合は約38%にとどまり、更なる啓発活動が必要です。広報パンフレットの作成、講演会や出張講座を開催するなど、成年後見制度を広く市民等に周知して利用促進を図ります。

3. 成年後見制度の利用手続の支援

申立ては、本人・配偶者、子、兄妹、甥姪、従兄弟等4親等以内の親族が行えます。申立書の作成や手続は、弁護士や司法書士といった専門職に依頼することができますが、報酬の支払が必要です。自分で手続をしたいが手順が分からぬ場合には、呉市権利擁護センターが申立て手続を支援します。また、申立てのできる親族等がない等の場合は、呉市長が代行して申請手続を行い、家庭裁判所が後見人を指名します。

4. 受任者調整等の支援

申立てをする場合で、親族に成年後見人になる人がいない場合は、弁護士等の専門職に依頼することになりますが、依頼先が分からぬ場合は、呉市権利擁護センターが専門職団体と協議し、後見候補者を推薦することができます。

5. 担い手の育成（市民後見人の養成）

高齢化の進展による認知症高齢者等の増加により、今後、成年後見人の需要が増えるものと見込まれ、弁護士や司法書士などの専門職が不足することが想定されます。

本市の現状は、専門職の後見人が不足しているという段階ではありませんが、今後の需要の増加を見据え、法律問題や資産管理等の困難を抱える事例は専門職に、問題性のない事例は市民後見人にという棲み分けを行い、専門職の負担軽減を図ることが必要であると考えます。市民後見人を養成するため、市民後見人養成研修を行い、市民後見人の登用につなげる制度の導入を検討します。

6. 後見人の活動支援

呉市権利擁護センターは、親族後見人等の日常的な相談に応じるとともに、専門的な知見が必要なケースにおいては、法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう専門職団体の協力を得られる体制を整えます。また、家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を推測し、その心情に配慮して行われるよう後見人を支援していきます。特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人の関係がうまくいかなくなっている場合など、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなど家庭裁判所との連絡調整を行っていきます。

7. 不正の防止

安心して成年後見制度が利用できるよう、不正防止の徹底と利用のしやすさとの調和を図ります。後見人の業務が適正に行われているかの日常的な確認や監督の仕組みについては、専門職団体による自主的で積極的な取組につながるよう、呉市権利擁護センターと家庭裁判所との地域連携ネットワークとしての支援を行い、不正の未然防止や早期発見に努めます。

(3) 気軽に相談できる体制づくり

呉市権利擁護センターでは、弁護士等の専門職による成年後見制度相談会(月1回/第3木曜日)を行っているほか、職員が隨時対応しています。また、市内に8か所設置されている地域包括支援センターでは、高齢者の相談支援を行っており、成年後見に関する相談は、場合によって呉市権利擁護センターに引き継ぎます。

第6章 再犯防止の推進

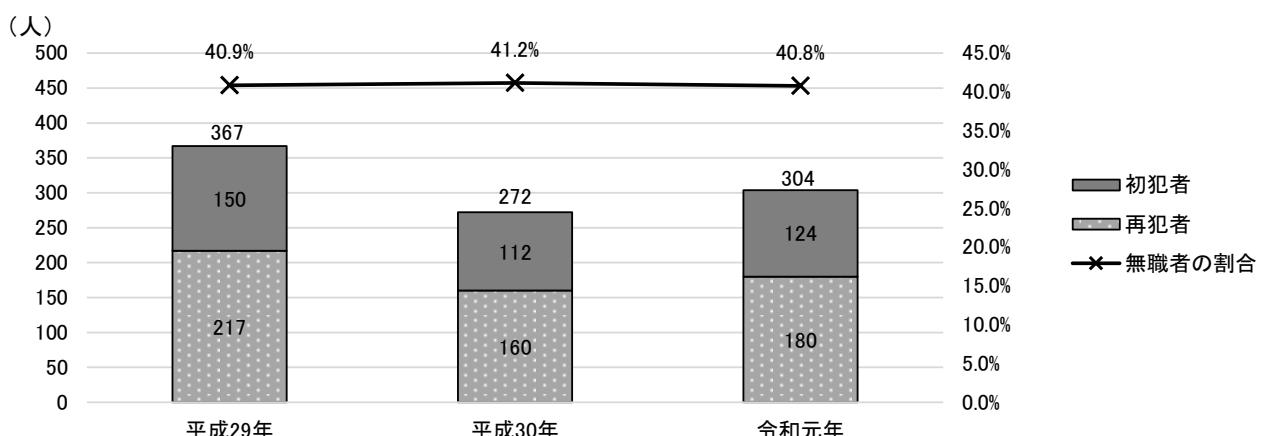
(Ⅰ) 再犯防止に関する現状と課題

平成28(2016)年度に再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)が施行され、第8条第1項において、「都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されており、市町村における「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることとされました。

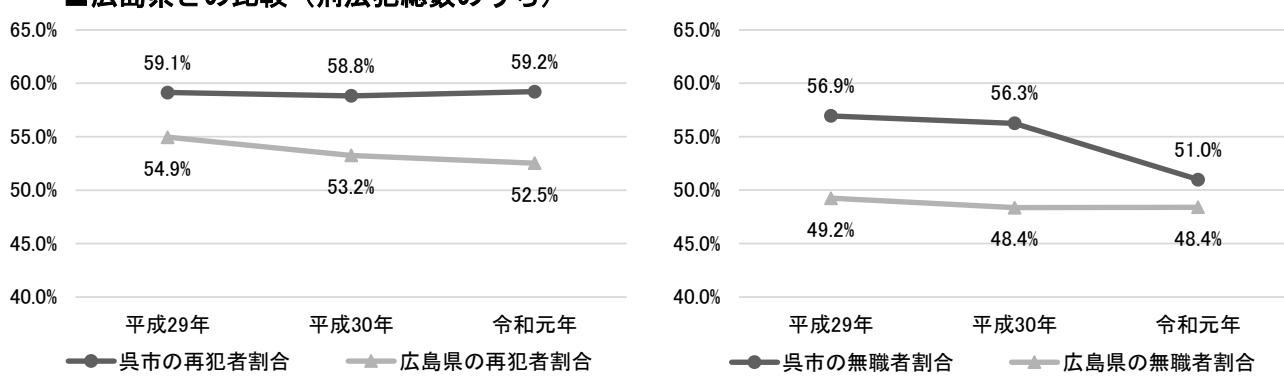
広島県では、令和3年3月に「広島県再犯防止推進計画」が策定されており、本市では、この章を同法に規定する再犯防止推進計画として位置付け、取り組んでいきます。

再犯防止をめぐる本市の状況について、刑法犯総数に占める再犯者の割合は6割程度、無職者の割合は5割程度で推移しており、再犯者及び無職者の割合は、県と比較して共に高くなっています。また、人口減少や高齢化等、新型コロナウイルス感染症の流行といった社会情勢の変化も関連し、犯罪歴のある人の社会的孤立が懸念される可能性があることから、再犯防止の取組を積極的に進める必要があります。

■本市の刑法犯総数と、うち再犯者・無職者数の推移



■広島県との比較（刑法犯総数のうち）



(2) 計画の概要

① 計画の対象

犯罪・非行をした人とその家族、犯罪・非行をした人の立ち直りに関わる者及びその関係機関を対象とします。

② 目指すべき姿

犯罪・非行をした人の中には高齢や障害、生活困窮といった社会問題を抱える中で必要な支援を受けられずに犯罪・非行に至ったというケースが見受けられ、出所後も社会的な孤立から再度の犯罪・非行に走り、社会復帰につながらないという現状が問題となっています。

こうした課題を抱えた人の再犯を防止するためには、継続的に社会復帰に向けた支援を行うことが必要であり、そのために呉地区保護司会や呉地区更生保護女性会といった関係機関の連携が重要となってきます。

本市では、支援を行うに当たって必要な体制を構築し、連携して施策を実施していくことで再犯防止に向けた取組の充実を図っていきます。

(3) 今後の方向性

1. 広報啓発

罪を犯した人の改善及び更生を助ける保護司の活動広報を通じて、保護司の安定的確保を目指すとともに、関係機関による情報共有を図り、取組推進に向けて連携していきます。

2. 就労支援

犯罪・非行をした人の社会復帰を目的とした就労に当たって、様々な困難を抱える対象者に対して、状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行っていきます。

3. 住宅確保

逮捕や拘留、刑事施設への入所に伴い住宅を失った対象者に向けて、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)登録制度の活用等を通じて、安定的な住居確保を支援していきます。

第7章 計画の推進体制

(1) 関係機関との連携

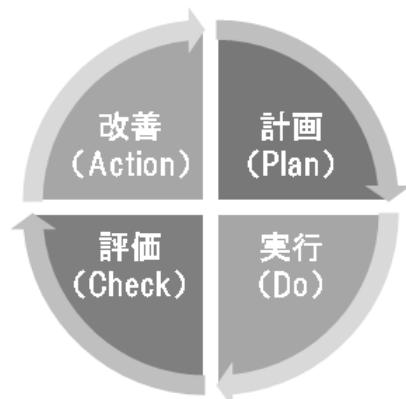
本計画は、市の関係部局と様々な機関がお互いに連携を図りながら、幅広く意見や助言を募ります。また、定期的に計画の進捗状況の確認・共有や検討を行うとともに、住民主体の地域づくりを支えます。

■関係機関との連携図



(2) PDCAサイクルに基づく計画推進

呉市保健福祉審議会等において、関係機関や地域の団体とも連携しながら PDCA サイクルに基づく継続的な推進及び改善を図ります。



今後の方向性

第2期計画策定に向けて、地域の課題や取組内容等を再検討し、関係機関等との協議を重ねて地域福祉の推進体制の強化を図っていきます。

資料編

(Ⅰ) 用語解説

行	用語	解説
あ行	アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭が学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。
	アセスメント	問題解決のための援助活動に先立って行われる客観的な評価
	運動普及推進員	地域住民が、健康づくりのための運動習慣を日常生活の中で定着させることができるように活動するボランティア
	NPO	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。収益を目的とする事業を行うこと 자체は認められるが、事業で得た収益は、社会貢献活動に充てることとなる。
か行	核家族	夫婦とその未婚の子どもで構成される家族のこと。親の子育て負担の増加や地域とのつながりが弱くなることが懸念されている。
	通いの場	地域住民が歩いて気軽に立ち寄れることのできる場所で実施される、高齢者を対象とした地域活動。介護予防や認知症予防のほか、高齢者の閉じこもりを防ぐことが期待される。
	虐待	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。虐待の種類には身体的、精神的、性的、経済的、また育児や介護の放棄がある。
	協働	市民等と行政が、それぞれ自らの役割と責任を自覚し、対等な立場でお互いの特性や能力を活かしながら、連携し、協力すること。
	くれくれ・ば	親子で交流するためのスペースや子育てに関する各種相談など、子育てを楽しみ、地域で子育てを支えていくための様々な要素を集約した、子育て支援拠点施設
	くれ子育てねっと	行政・地域融合型の子育て応援総合ポータルサイト。呉市の子育てに関する様々な情報を発信している。
	くれっこアプリ	子育て中の親を支援する呉市のスマートフォンアプリ。子育てに関する情報の配信や、健康管理に関する機能などが利用できる。
	ケアマネジメント	日常生活援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開のこと。利用者と社会資源の結び付けや関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

行	用語	解説
△	権利擁護	自己の権利や援助を表明することが困難な状態にある人に代わり、援助者が代理としてその権利獲得を行うこと。例えば、認知症の高齢者や知的障害者等の財産管理や福祉サービスを受ける権利を守ること。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均
	互助	近隣住民同士で互いに助け合うこと。日常的な助け合いや声の掛け合いなどのほか、ボランティア活動や住民組織の活動などが含まれる。
	子育て世代包括支援センター	妊娠婦やその家族が妊娠・出産・子育ての不安や悩みを相談できる総合相談窓口。関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの様々なサポートを行う。
	子ども食堂	地域の子どもやその親、及び地域住民等に対し、無償もしくは低価格で食事を提供する場所。食事だけでなく、子どもの居場所づくりの活動としても機能することが期待されている。
△△	サロン	高齢者や障がい者、子育て中の母親などが、地域を拠点として、趣味活動や交流活動、地域活動等を行う場。仲間づくりや居場所づくりにつながる。
	自主防災組織	地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織
	市民協働	市民、市民活動団体、事業者、自治会等及び市が相互に相手の特性を理解及び尊重し、共通の目的に向かい、責任及び役割分担を明確にし、共に取り組むこと。
	市民後見人	親族以外の一般の市民による後見のこと。
	社会福祉法	日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律のこと。
	食生活改善推進員	子どもから高齢者まで、健全な食生活を実践することのできる食育活動に取り組み、健康づくり活動を進めるボランティア
	生活支援コーディネーター	地域包括ケアシステム構築のため、協議体(高齢福祉を考える場)設置を進める調整役のこと。関係者間の情報共有などによる「ネットワークの構築」、地域に不足するサービスの創出などの「資源開発」、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等を行う「ニーズと取組のマッチング」を行っている。
	セーフティネット	網の目のように救済策を張ることで、安全や安心を提供するための仕組みのこと。社会保障のことを表す。
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより、物事を判断する能力が十分ではない人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、これらの人を法律的に支援する制度のこと。
△△	ダブルケア	子育てと親や親族の介護が同時に発生し、両方を並行して行わなければいけない状況のこと。

行	用語	解説
	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
	地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが、一体的に確保、提供されること。
	地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待の防止、介護予防等を総合的に行う機関、各市町に設置される。
	中間的就労	一般的な職業に就く「一般就労」をただちに目指すのが困難な人が、本格的な就労に向けた準備段階として、公的支援も受けながら、日常生活での自立や社会参加のために働くことができる就労機会のこと。
	DV（ドメスティックバイオレンス）	広い意味で、家庭内弱者(女性・子ども・高齢者・障害者等)への虐待や暴力のこと。一般的には夫婦や恋人等親密な間柄にあるパートナー間においての身体的・精神的・性的な暴力のこと。
な行	認知症	後天的な脳の障害によって認知機能が低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態
は行	8050 問題	子供のひきこもりが長期化することなどで、80代の親と50代の無職の子どもが同居したまま高齢化し、経済的に困窮・孤立する問題
	パブリックコメント	市の基本的な政策等の策定にあたり、広く市民に必要な内容等を公表し、市民等からの意見及び提案等を受け、提出された意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きのこと。
	ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態
	ファミリー・サポート・センター	保育等の援助を受けたい人と行いたい人を会員とする組織によって、会員同士が子どもの一時預かりや保育施設までの送迎などの助け合いを行う制度
	福祉避難所	災害時に、高齢者や障害者、妊婦等避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる避難所
	ボランティア	個人の自発的な意思により、無償もしくは有償で福祉などの事業活動に参加する人やその行為
ま行	民生委員・児童委員	民生委員法や児童福祉法を根拠に、厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員。常に住民の立場に立って相談に応じ、かつ、必要な援助を行う存在と規定され、職務の遂行にあたっては、相談や支援にあたる方の秘密を守ることとされている。
や行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども
	要支援者	災害発生時の避難等に特に支援を要する人。
ら行	老人クラブ	地域を基盤とした高齢者が自主的に集まって活動する組織。親睦・健康づくり・地域貢献など老人福祉の増進を目的とした活動を行う。

(2) 呉市保健福祉審議会について

○呉市保健福祉審議会委員名簿

【関係団体の代表者】

氏名	団体・機関役職名	備考
玉木 正治	呉市医師会会长	会長(高齢者)
西田 弘明	呉市歯科医師会会长	(保健所)
大塚 幸三	呉市薬剤師会会长	(保健所)
古江 由紀枝	呉市民生委員児童委員協議会会长	(児童)
柳曾 隆行	呉商工会議所専務理事	(保健所)
友井 輝道	呉市自治会連合会理事	(保健所)
佐藤 光子	呉市女性連合会会长・呉市赤十字奉仕団委員長	(児童)(高齢者)
鈴木 孝雄	呉市老人クラブ連合会会长	(民生委員)(高齢者)
川中 克幸	呉市身体障害者福祉協会会长	(障害者)
品川 美保子	呉市手をつなぐ育成会会长	(障害者)

【学識経験者】

氏名	団体・機関役職名	備考
山内 京子	広島文化学園大学看護学部学部長	副会長(児童)

【関係行政機関の職員】

氏名	団体・機関役職名	備考
森野 晴洋	広島県西部厚生環境事務所呉支所長	(民生委員)(障害者)

【市議会の職員】

氏名	団体・機関役職名	備考
阪井 昌行	呉市市議会議員	(民生委員)

【社会福祉事業に従事する者】

氏名	団体・機関役職名	備考
山根 直行	呉市社会福祉協議会常務理事兼事務局長	(児童)
新田 英樹	呉市社会福祉施設連絡協議会会长	(民生委員)(高齢者)

【臨時委員】

氏名	団体・機関役職名	備考
渡辺 晴子	広島国際大学健康科学部医療福祉学科准教授	(期間)呉市地域福祉計画及び 重層的支援体制構築に 係る調査審議終了まで

任期:令和2年7月3日～令和4年7月2日

○呉市保健福祉審議会条例(平成12年3月10日条例第12号)

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項の規定に基づき、呉市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(調査審議事項)

- (1) 社会福祉法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する同法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保健福祉に関する事項で市長が必要と認める事項

(委員)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市議会の議員
- (5) 社会福祉事業に従事する者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 臨時委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

- 第6条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。
- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 障害者福祉専門分科会
- (3) 児童福祉専門分科会
- (4) 高齢者福祉専門分科会
- (5) 保健所専門分科会
- 2 専門分科会に分科会長を置き、会長が審議会に諮って審議会の委員のうちから指名する。
- 3 専門分科会の委員及び臨時委員(第1項第1号の民生委員審査専門分科会にあっては委員に限る。)は、会長が指名する。
- 4 分科会長は、当該専門分科会の会務を掌理し、当該専門分科会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 専門分科会の会議については、前条の規定を準用する。

(審査部会)

- 第6条の2 前条第1項第2号の障害者福祉専門分科会に社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の審査部会を置く。
- 2 審査部会に部会長を置き、会長が審議会に諮って医師たる委員のうちから指名する。
- 3 審査部会の委員及び臨時委員は、医師たる委員及び臨時委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、審査部会の会務を掌理し、審査部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(意見の聴取等)

- 第7条 審議会及び専門分科会は、必要に応じ委員及び臨時委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

- 第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉保健課において処理する。
- 2 専門分科会の庶務は、当該部会の関係課において処理する。

(委任)

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成25年6月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年1月7日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に呉市保健福祉審議会の委員である者は、改正後の呉市保健福祉審議会条例(以下「新条例」という。)第2条第1項の規定により呉市保健福祉審議会の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされた委員の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年7月2日までとする。

付 則(平成28年12月26日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

呉市地域福祉計画 令和4年度～令和8年度

発行年月／令和4年3月
発 行／呉市(福祉保健課)
〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1-6
Tel:0823-25-3265 Fax:0823-24-4863
